

平成20年 第3回 築上町議会定例会会議録（第4日）

平成20年9月12日（金曜日）

議事日程（第4号）

平成20年9月12日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（18名）

1番	首藤 萬壽美君	2番	塩田 文男君
3番	工藤 久司君	4番	塩田 昌生君
5番	田原 宗憲君	6番	丸山 年弘君
7番	西畑 イツミ君	8番	西口 周治君
9番	有永 義正君	10番	田村 兼光君
11番	成吉 暲奎君	12番	吉元 成一君
14番	武道 修司君	15番	平野 力範君
16番	中島 英夫君	18番	田原 親君
19番	信田 博見君	20番	宮下 久雄君

欠席議員（2名）

13番	岡田 信英君	17番	繁永 隆治君
-----	--------	-----	--------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	江本 偉久雄君	主査	西畑 弥生君
----	---------	----	--------

説明のため出席した者の職氏名

町長 ..... 新川 久三君 副町長 ..... 八野 紘海君

会計管理者 .....	田原基代孝君	総務課長 .....	吉留 正敏君
教育長 .....	神 宗紀君	財政課長 .....	渡邊 義治君
企画振興課長 .....	加来 篤君	人権課長 .....	竹本 正君
税務課長 .....	椎野 義寛君	福祉課長 .....	吉留 久雄君
建設課長 .....	内丸 好明君	上水道課長 .....	中嶋 澄廣君
下水道課長 .....	久保 澄雄君	会計課長 .....	川崎 道雄君
総合管理課長 .....	落合 泰平君	商工課長 .....	西村 好文君
環境課長 .....	出口 秀人君	農委事務局長 .....	後田 幸政君
学校教育課長 .....	中村 一治君	生涯学習課長 .....	吉田 一三君
監査室長 .....	吉留 康次君	代表監査委員 .....	浦岡 信男君

質問者	質問事項	質問の要旨
塩田 文男	1. 人材活用について	人材活用は、最長何年雇用できるのか。 人材活用の給与等は、どのように決めているのか。 募集は、どのように行うのか。 今後の考えについて
平野 力範	1. 指定管理者制度について	つきプロヴァンスの問題を含め第三セクターの今の指定管理体制でいいのか。 根本的に考え直すべきではないか。
	2. 大分県の教員不正合格事件に鑑みて当町のコンプライアンスはどうなっているのか。	当町職員の採用に関して過去にそういう問題はなかったか。又、今後、職員採用に関する町当局のコンプライアンスについてと採用人数の見直しは。 職員は人口100人に対し1人が適正かどうか。
	3. 町長選挙に関して	公選法を含めたコンプライアンスの徹底について
信田 博見	1. 住民健康診断について	現状は（一次検診・二次検診） 診断結果の説明とその後について 費用対効果は。 以前と現在の違いは。 後期高齢者制度との関係は。
	2. 山間部の農業について	耕作放棄地について 害鳥獣被害について
	3. 障害者に対する町の姿勢について	自立支援法と現状。 目に見える障害と見えない障害について 体育大会等のユニホームについて
	4. 求菩提椎田線（椎田～求菩提につながる道路）について	早期に建設してほしいとの声強いが。 その後、県との交渉は。 町独自でやれないか。 林業も広域化しているので、林道として建設できないか。
工藤 久司	1. 全国学力テストの結果を受けて	福岡県の平均点は全国よりも低いと聞すが、本町の結果はどうだったのか。また、昨年と比較してどうなのか。
	2. 夏休み中の生活の乱れと2学期の指導の対策について	夏休み中の補導の実態を把握しているのか。
西畑イツミ	1. 溜池改修について	町内の溜池の数・縦樋の溜池の数 年次計画の考えは

	2 . 国保税について	築上町の国保税が高すぎる原因究明とその対策について 滞納世帯の小・中学生の対策は。
--	-------------	--

午前10時00分開議

議長（成吉 暲奎君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は18名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

#### 日程第1 一般質問

議長（成吉 暲奎君） 日程第1、一般質問です。

これより順番に発言を許します。発言はきのうの続きの議員からといたします。

それでは、7番目に、2番、塩田文男議員。

議員（2番 塩田 文男君） おはようございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

人材派遣につきましてということで、前回6月議会でもこのような同じ質問をさせていただきました。人材活用ということですが、人材派遣、また嘱託、非常勤等いろいろありますけれども、決してそういった制度に言うわけではなく、また、働かれている方に言うわけではないんですけれども、そういう中で私がまだ理解していく中で、理解できるまで質問していきたいなと思っておりますので、御理解をお願いします。

それから、通告しております4点、今回上げております。1、2、3、4、大変失礼でございますが、順番を変えて3、1、2、4という形で順番を変更させていただくことを御了承願いたいと思います。

それでは、人材活用の給与とはどのように決まっていっているのかということで、これは給料がいいとか、高いとか、安いとか、そういう話は別としまして、町がしいだサンコー人材派遣に、町長は委託と言われておりますけれども、そういった給与の取り決め等はどのように大体決まっていっているのか、まず、そこをお尋ねしたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。現在、サンコーから派遣社員を派遣していただいておりますけれども、これら派遣社員の方々の給料につきましては時給と日額という二つの単価がございます。もともとは旧椎田町の当時の嘱託職員あるいは臨時職員等を派遣社員という方向に変えるときに、当時の旧椎田町で支払っておりました日額単価6,000円から6千数百円といったことが、まず基準になっているということでございます。その後、毎年契約に当たってその単価の協議が行われまして、現在の単価になっているということでございます。

ちなみに、大体1人当たり 職種によって違いますけれども、日額8,000円前後の単価ということになっています。これは本人の手取りの給料に福利厚生費あるいは消費税、税金とか

そういったものが含まれておる単価でございます。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） 各部署、各職種によって給料が違うのは十分わかります。その給料の決め方なんです、例えばサンコーに日額8,000円で1人世話してくれと、7,000円でしてくれと、町からお願いしているんですか。それとも、サンコーと話し合っただけなんです。その辺がちょっとわからないんです。旧椎田町と言われたんで、恐らく大体この金額で1人どこどこに1名欲しいんだがというような解釈と思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。ちょっと大きな声で言ってください。

総務課長（吉留 正敏君） 日額あるいは月額単価の決め方についてはサンコーとの協議の中で行われているようでございます。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） 以前、町長、他社との も来れば検討していくという話をいただいております。本来、人材派遣も人間を派遣するわけですけども、競争、結構激しいもので、うち幾らでします、というところも多々出てきます。なかなか、そういった例えば雇用をお願いした 例えば、役場ですけども、適材適所にならない方もたまにいます。そういった場合は変更、変えてくださいとかいう話があります。前回聞いた中で、過去そういったサンコーからの派遣の方で この委員会で聞いたんですかね、適材適所にない、そういった、こっちはどうしても使えないから変えてもらおうという、人材派遣をお願いしたことあるか、と言うと1件もない。ということで、皆さんうまくいっているんですけども。その話は別として。そういう他社と比較しながらも、そういった単価を決める。安く給料たいていくわけじゃないんですけども、これ余り低すぎても正直なところ人も集まりませんので、そういったところから、給料が10円、100円の中からまた保険代も変動してくる。サンコーは利益を上げてないということでしたので、私の考えとしては利益の上がない会社にしてどうかなるのかなと思うところありますけれども、その辺他社との競合、競争みたいな考え方は、町長、あるんですか。それともサンコーと値段幾らにしようかという決め方を続けていきたいのかを返答お願いします。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） サンコーのまず、できた形を理解してもらわなきゃいけないと思いますけれど。まず、第1点目が町の施設を管理するということで、町がほぼ100%近い出資で株式会社しいだサンコーをつくっておるわけでございます。これがいわゆる弾力的な施設の利用という観点からと、それからやはり人件費の高騰で町が直営でやれば非常に人件費が高つくというようなことで、株式会社化して人件費の抑制ということでつくったのが、このサンコー。サンコー

の定款の中に、すべていろんな業種をやりたいということで定款をつくっておる。この中にひとつ人材派遣というふうなことでサンコーの方が自主的な形で派遣業を始めたということで、サンコーの方も主流は築上町の臨時職員の派遣と申しますか、これが主体でございますけれども、豊前市の方にも派遣をしておったことも過去あります。

そういう形の中で他団体にも進出をしていくという形になれば、当然、よそからもうちに進出してきてもいいであろうと。ただし、今の賃金、委託料ですか、これについては先ほど課長が申したように、町の今までのパート職員、臨時職員の賃金、日当、それから月額 時間給、それから日当という形の中で勘案しながらしておるので、基本的には見積もりにはなり得ないという形になるかと思えます。そして、極力この築上町の住民を雇用していかなければいけないということで、その点においてはよそが築上町の人を派遣してくれるのであれば、それはそれでそういう条件を付しながら出すことはやぶさかではないんじゃないか。

しかし、人材派遣法が非常にやっぱり賃金の二重格差を生んでおるということで、たしか来年からこの派遣業ができないような法改正ができたと私も聞いておりますので、年末ぐらいまでには何とかこのことを勉強しながら、何かいい雇用法がないかというようなことまで模索していかなければいけないのじゃないかなというのが、現在の現状でございます。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） ありがとうございます。人材派遣、法改正、かなりとんとん変わってきております。大手、大きな人材派遣をよく新聞でいろいろと不祥事もありましたし、また、大手の会社に派遣された中で雇用体制の法的なきまりごとがあって、いろんな問題が生じております。民間企業のほうがほとんどですけども、こういう行政の中で行う派遣というのは本当に珍しいうちじゃないかなと思えます。特に、うちみたいに公務員の守秘義務のあたる地域のところに人材派遣がかなり入っているところになると、非常に問題がないように、法にひっかからないというようにということですが、しないといけないということで、それらはちょっと後ほどその辺を後で聞きたいと思えますので、次に行きたいと思えます。

次に募集はどのように行うのか。今、町長言われたようにできるだけ地元の雇用という形で、一番の問題、これは派遣であり、非常勤であり、何でもそうですけれども、公正公平に募集がされているのかということで、これは人材派遣に登録されたら、それから人材きますということで。厳密に言えば、人材派遣から来た方が役場のどこかの部署に所属するときに、人材派遣からはこういう方をということで来るんですけども、役場としては面接できないんですね、原則としては。面接の話の前にどのようにして啓発、広報活動をサンコーさんがやられているのか。これ前回も言ったんですけども、コマーレのホームページあります。築上町のホームページはもちろんです。しかしながら、サンコー、例えばどこどこに何人こういった形で欲しいとか、椎

田広報に出たとか、椎田広報に出たのは一、二回僕目にしました。1名とか2名とかいう。

しかしながら、かなりの人数が入っている公募については、どのように募集されているのか。いろんなうわさがあるので、うわさ話は別として公正、公平にこういうふうにやっていますというものをお聞かせください。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） サンコーの内情はこれはどういうふうに募集しておるかというのは、ちょっと私どもも認知していないんですけど、町の方は1名、こういう仕事があるんで、これができる人を派遣してほしいというふうな形で町の方からはサンコーに申し出ておる。そして、これがもし、仕事を派遣してもらって不適切な職員であれば、サンコーの方にこの職員はだめだ、変えてくれということは過去何回かあったんじゃないかと思います、これは。前の担当課長であれば覚えておるかもわかりませんが、私の記憶では若干不適切だからということで、それから注意とか、そういう形で、いわゆる派遣先の方にぴしゃっと責任とれという形で話はしていったのを記憶の一端ですが、あるように考えておりますし。

サンコーがどのような募集をしているかというのは、これはもう広報を通じたりとか、それからホームページで募集しておるそれしかないんじゃないかなと思いますので、そのところ、あと派遣は町のいわゆる職種、こういう業務が例えばパソコンのできる人とか、というような形でやっぱり条件があるので、そういう条件にかなう人を派遣してもらっている。これが現実じゃないかなと思っています。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） これはいつまでもこれ 何度もここについては余り強く言っても仕方ないところなんですけれども。うわさはいろんなうわさがあります。紹介とか云々とかいう話はたくさん聞いていますけれども。今回、議案にも非常勤、嘱託、2名、1名ですか、出ています。また、退職された人もまた復帰として、これは人材派遣かどうか、そこ調べてないからわかりませんが、何人かおられます。

ということは、町長、サンコーは指定管理者制度、椎田、築上町の管理会社です。株主は築上町です。というなら、サンコーの募集方法は公正、公平にやはりサンコーもしてもらわなきゃいけない、築上町も公正、公平にしてもらわなきゃ。ということは、築上町のホームページなり広報になりに、募集のときはサンコーに登録を、募集のときは広報に載せますとか、載せたときは築上町の昔でいう嘱託、パートを雇うときは築上町はサンコーを通じてこういうふうにするので、募集はこうかけますので、そのときは皆さんサンコーの方に登録をして、私が行きたいと手を上げて言ってくれという、そういう広報、ホームページなりの内容考えていただけませんか。

で、ホームページではサンコーさん、人材派遣の募集は出ていません。さっき広報には1回か

2回、私が見たことがあるので、その辺、町長どうでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 何か、きのうから第三セクターの経営方針という形の中で、きのうつきプロヴァンス、我々は株主として当然のことは会社が法に触れることとか、いろんなことをやっておれば当然株主総会でもの申すという 今回の場合は町の派遣という形になれば、派遣された人はこれ当然適当か、不適當、業務に対して不適當な人かという判断して話していくけど、募集というか、これは当然サンコーもこういうふうにはやっていると、たしか常時、私は登録は受け付けておるんじゃないかなと思っておりますし、本人がサンコーに行けば、登録は だっ て、登録したって仕事があるかないかわからんけれども、登録だけしとこうという人は相当おるんじゃないかなと思います。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） 町長、登録は別に会員登録、派遣会社する会社じゃないんで。もちろん登録もあります。しかしながら、サンコーは築上町の中の仕事の専門会社みたいなものなんですよ。だから、築上町は例えば保育園にとか、小学校に何人欲しいとかいう募集をかけるときは広報に出しますので、サンコーの方に登録になって雇うようになりますよという形で、そういう募集、どこでありよるか、住民何もわからないです。人材派遣はかなり使われているのは事実ですけども、いつ募集されて、いつどうなるのか。

とりあえず無職の人がサンコーに登録したとします。仕事あるかないかわからない。次の仕事に行くときがあったりする、何かありますかとかいう。そこがブラックボックスになって疑いになるわけです。そしたら、派遣された人もいろんなことをしゃべっていますよね。だから、住民に一度、雇うときはこういうふうなシステムなんですというふうなものをお知らせをしていただきたい。いいですか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） たしか登録は私は常時やっているというふうに聞いておりますし、その旨は広報でやってもいいし、そういう形でサンコーの方には関係課を通じて協議させよう。それはいいですよ。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） ぜひお願いしたいと思います。

次に行きたいと思います。人材活用は最長何年雇用できるのかという題目なんですけれども。それを聞きましょう。最長何年雇用できるのか。そして、この人材活用、旧椎田町のときのできたんですけれども、現在までで何年になるか。3年か4年だとは思うんですけれども。もう一度確認でお願いいたします。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 人材活用というのは、これは1人の人とは限らないので、それぞれ派遣を変えたりとかいう形はできる。1人の人でもこれは当然、地方公務員法の適用は受けないというふうに判断しておりますし、町が直接雇用すれば地方公務員法の適用が受けて臨時職員は1年以内という、ひとつの規定がございますので、そのところをクリアするために派遣というのをしたのが当初の目的だったと、このように考えておりますので、派遣であれば私は何年派遣されてもいいんじゃないかという感覚でいます。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） 町長、私の調べる中では何年というのはちょっと間違いと思うんです。

じゃ、ちょっと違うことを聞きたいと思いますが、私が調べていく中で、ここがわからなかったんですけど、人材派遣、原則1年。最長3年。前回言いました26業種というのがあるんです。特殊業種。内容は特殊じゃないんですけれども、その中の特殊なんです。は、3年だったのが無期限になったということなんです。ということは、町は何年でも、3年以上もオーケーという認識であれば、これは株式会社なら組合に相談、話を持ちかけないといけない。築上町ならば職員組合にこういう臨時、人材派遣入れますよという話もしないといけない。じゃ、ひとつ職員組合に意見聴取を行ったでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 組合との人材派遣という形はやっていないと思います。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） ここで、町長、これ違法行為なんです。原則1年、3年以上、3年までというのが人材派遣法なんです。ということは、3年間するときには、会社なり、ここなら職員組合の意見聴取を必ずやりなさいと、これはサンコーさんが運営する以上、必ず知っていたことなんです。それが一つです。

それでは、築上町が人材派遣をしまして3年は経過していっていると思いますし、もしかしたら4年目に入っているんじゃないかと思いますが、クーリングオフというのを行っていますか。

議長（成吉 暲奎君） だれかわかる人いますか。じゃ、説明してください。

議員（2番 塩田 文男君） ちょっと長くなりますけれども、よく聞いてください。これ間違っていないんです。現在、築上町の人材派遣は、私が資料請求してもらった資料の中で、ちょっと人数だけいいです。健康増進係に9名、葛城保育所が9名、椎田保育園14名、築城保育所11名、椎田小学校が9名、葛城小学校が3名、西角田小学校3名、八津田小が5名、小原が2名、椎田中学校10名、築城中学校3名、築城小学校が4名、下城井が2名、液肥センターに

4名、チアフル築城が3名、築城保育所が3名、福祉センター2名、築城地区、これも福祉センターでしょうか2名。児童館、場所はわかりませんが11名、もう一人児童館で児童館館長業務という方で1名、椎田図書館に2名、民俗資料館が1名の庁舎内清掃業務に2名、住民課内にレセプト点検という形で1名という形で、今おられるわけです。これをどうとって考えてみて下さい。

ちょっと説明します。築上町の全部管轄だから、これ一つと思ってもいいです。築上町が頭で小学校とかぶわーっと今たくさんあったんで、これも一つと思ってもいいです。これが築上町が一つの会社としましょう。いやいや、それじゃわからない。役場です。この築上町は人材派遣を来てもらっています。ということは、このクーリングオフというのは、雇ったら3年たったら4年目の1日から3カ月と1日空白にしないとイケないらしい。ということは、すべて、例えば簡単に言いますと、健康増進係に今9名入っているという、これ資料だけもらっていますので。そして、この健康増進係の中が3年目を迎えたら3カ月と1日は外さないといけない。そして、なおかつ、例えば考え方はいろいろあるんです。この9名をじゃ、パートに切りかえたとしましょう。3カ月と1日間だけ。一応ここまでオーケーなんです。しかし、この4カ月目にまた人材に戻したとします。サンコーの人材派遣として。しかしながら、この同じ課に同じ人を連れてこれないんです。これは遅かれ早かれやってないところは今新聞にも出てきているし、トヨタ、ダイハツさんたちもこれが一番頭が痛いところなんです。行政指導受けて、派遣会社が頭が痛い。この3カ月と1日の間無利益になってしまう。だから……。

総務課長にひとつ、その前にお尋ねします。この方たちは何契約ですか。派遣契約ですか。それともサンコーの請負契約ですか。

議長（成吉 暲奎君） 総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） サンコーと町の方が契約を交わしておりますのは、派遣契約書を交わしております。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） 恐らく派遣契約だと思っていました。請負契約なら無期限でいいんですけども、増進課の請負契約だと仮定した場合、増進課に課長、課長補佐がおられるでしょうけど、指揮命令系統は課長は行っちゃいけないということになる。請負契約した場合です。指揮はすべてサンコーがやるという形になるんです。それが請負契約。だから、派遣会社はそこを一部、なかなかこういう行政がないんですけども、会社の一部を請け負ったときにその中を把握しなくちゃいけない。請け負うんですから。だから、入れる派遣社員を教育しなくちゃいけない。教育する場所がある。それ、今あるのが築城の下城井中学校だったか、上城井中、城井中学校ですか。にある会社があそこで教育をして請け負って入れているわけです。これ永久に

できるんです。

さっき言った26品目というのは、この中に設計とか、電話交換業務は多分大丈夫とは思いますが、設計とかPC、SEとか、そういう中で例えば住民課で26業種に入るという方は例えばパソコン打つ、パソコンのみなんです。窓口対応しちゃいけないんです。パソコンだけ打ち込む係、例えばSEよく電算に出ましたけど、システムエンジニア、もう専門でそれだけしか触らないというようなのが26人の中の専門員、これは3年というのがなくなって無期限になったんですよね。

町がするところというのは、全部一般事務扱いになるので、必ず3年なんです。それを今雇っている方たちに周知徹底でちゃんと言っているのか、それとも永遠に行けますよと言ったのか。あなたが体調壊れてやめるまで、また不祥事、また仕事もできるとなればずっといけるのかと、その辺はサンコー派遣会社が自分のところに社員になりますから、どのような説明をされているのか。町としても、このクーリングオフというのが本当だったら、これは知らなかったら、私知ったことなので調べてみてください。私もできる限り調べた上で発表していますので。

ということは、保育園なんか十何人入っているんです。だから、そこが3年目を迎えたら十何人そこを空白しないといけないんです。例えば、椎田保育園と葛城保育園、パートに入れかえて、今度入れかえる。これ可能なんですけど。でも、町がそういうことをやれるかということなんです。違法行為のすれすれまでいくかということになるので、町長、その辺ちょっと返答お願いします。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 基本的には今、質問したのはサンコーが把握している。我々も当然把握する必要が、もしクーリングオフというのが、私もちょっとそのところまで頭になかった。しかし、先ほど、当初申しました。一応来年度から雇用形態少し変えていかないかだろうということで、12月までには何とかその方向性を僕は出したいというような形で考えております。

非常にやっぱりこの雇用というのは難しい問題ですね。全部を正規職員にすれば莫大な人件費要る。しかし、パート的な形でいわゆる時間を若干勤務時間を緩和して勤務時間を緩めながらパート的な形で来てもらっておるとか、そういう形の形態も大分あるわけでございますし、そのところをどういうふうな、いわゆる給与体系から全部考えていかなきゃいかんという問題がございます。そうなれば労働組合との協議も必要でございましょうし、来年度どうするかという、いわゆる派遣法が大分制約されてきておるということで、それで私自身も少しはパートの労働者と正規職員の差、非常にあるという感覚を持っておるんで、このところをどのような形で修正していこうかと、これはやっぱり働く人のいわゆる安ければ安い方がいいというものでもございませぬし、ある程度の仕事をするためにはある一定の給付は必要でございませぬ。しかし、全般的

な給与費は私は抑えていかないきゃいかんということで、労働組合との協議が相当数必要になってくると思うので、そういうことで検討を重ねてまいりたいと思いますので、今のクーリングオフも含めたところで改善をしなければならぬだろうと思いますので、そういうことで12月までには何とか結論を出したいと思っております。

以上です。

議長（成吉 暉奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） 皆さん、僕もクーリングオフを知らないのですが、この辺については調べていただきたいと思います。ただ、今、現に違法行為をやったのが職員との意見聴取をやってなくて1年以上雇っているということ。（「そんなことは関係ない」と呼ぶ者あり）これは（発言する者あり）いやいやだから、そうやって町とサンコーとの間で人材派遣の契約を結ぶんですから、町長がこの目的は要するに半年、また1年以内というのが長く雇えるんだと。もちろんそれはやはり雇われる方もいいかもしれません。しかしながら、人材派遣原則一般事務系は原則1年、最長3年と、3年を持ってくる場合にはその組合ある会社については組合との意見聴取は必ず必要になってくる。これは派遣業法で決められたことなんです。それから、今のクーリングオフが間近、もしくは間近が過ぎているかもしれません。これ行政指導入ると思います。サンコーさんに。

それについて、もう次の今後の考え方に行きたいと思います。だから、要するに非常勤であれ、派遣であれ、嘱託であれ、永久雇用ではないということ。時期的な雇用。ただ、もうそれは公平、公平とは別に雇われた方は、もしかしたら真面目に働いて一生懸命悪いあれがなければずっといけると思っていると思います。それが年が30、40くらいの方が今年雇われてきたか、長い方で3年か4年の方がおられるかもしれませんけれども、5年後にクーリングオフで今度はだめでしたとか、保険使えませんといったときには若い方、4年、5年後、就職探すのはまた一苦労じゃないかと思うんです。そのときに町はよその派遣会社に登録しなさいと言えないと思うんです。まして、そういう方の考え方で、結果的には私は派遣、人材派遣が悪いとかじゃないんです。ただ、決まり事なんです。この人材派遣も制約があるんです。嘱託云々も制約があるので、もうその範囲の中でよそは聞いた中、最長2年まではとかいう条例をつくったと。町も市もありますけど、半年契約の更新、更新で最長2年までとかいう条例でつくっていくやり方もあるらしいんですけど、そういったところを考えると、長期にいけばいくほど雇われている人がいいかと思っただけが罪になり、町は逆に人材活用といったのが、町の都合の人材活用というようなイメージになってくるような気がします。

そういったことで私は早急にその辺を考えて、今、ちょっと法に違反しているところも含めて今後考えていただきたいと思います。最後、町長、この考え方もう一度、お願いしたいと思いま

す。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） クーリングオフという形が、これは本来なら派遣先がすべき問題ですよ、派遣先。そして、しかし、受け入れ側もやっぱりそういうのがあれば極力それは避けていくという形が必要だろうし、そのところはそれ。しかし、根本的な今のいわゆる派遣制度も町も僕は見直そうということで、先ほど答えましたけど。何とかいい雇用の方が見つければいいがなあと。今までは派遣という形で雇用の方法をずっと頼ってきて、これは単に財政的なひとつ抑制策という考え方が一番大きかったわけでございます。このところ、何とか財政的が大きくならないように、そして雇用がスムーズにできるような形の労務体系を研究しながら、何とかやっていきたいとこのように考えておりますので、御理解を願いたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 塩田議員。

議員（2番 塩田 文男君） 町長、最後と思ったんですが。今言われた派遣会社がしなくちゃいけないことというのは、それは当たり前のことです。派遣会社がしなくちゃいけないことです。しかしながら、派遣会社と契約を結ぶときに、派遣会社と話し合ったときに、このクーリングオフは今できたものじゃ、最初からあるんです。こうやって3年したときには、3カ月と1日は空白にしないといけないということが、だから、どこの市町村もなかなか派遣会社の導入というのを拒んでいるところもある。使えるところはプールの監視員とか、夏場だけでとかいうので派遣を入れているところが結構あるんです。こういう守秘義務に携わるところ、すべて派遣というのは囑託とは全然違うんです。結果、囑託とかパートの方がよかったなというイメージなんです。だから、これを空白をあげないといけないんです。もしかしたら、今から検討する、12月までというかもしれませんけど、これは即刻ぱーっと3カ月あげないといけない状況になるかもしれないです。これは法律で決まっているんです。サンコーさんは派遣会社ですから知っているはずなんです。どうしようもならない。

その辺を早急に調べてもらって、私が言うクーリングオフ、これは制度はあるけど、これがここに本当に適用されるか。おそらく自分が調べた中では適用されていかなくてはいけない問題なんで、そこをもう一度調べていただきまして考えていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

議長（成吉 暲奎君） 御苦労さんでした。

.....  
議長（成吉 暲奎君） 次には、8番目に15番、平野力範議員。

議員（15番 平野 力範君） 一般質問通告に基づいて質問させていただきます。

今回の私の質問に関してはコンプライアンスについて一貫して質問をさせていただきたいと思

います。

まず、1番目に指定管理者制度についてということで、つきプロヴァンスの問題を含め、第三セクターの今の指定管理体制でいいのかと、根本的に考え直すべきではないのかという質問ですが。まず、きのうプロヴァンスの件に関しまして、何人かの議員が質問したかと思いますが、ちょっと私が聞き逃したのかもしれませんが、確認をしたいと思いますが、ついプロヴァンスの役員に旧体制の中に柏原さんが入っていたと思いますけど、柏原さんは何の権限でプロヴァンスに入ってたのか。だれが任命したのかということだけ、わかる 町長でも、副町長でも答弁をお願いします。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） これはプロヴァンスの問題で、プロヴァンスが議案に柏原氏の取締役の選任状況を出してきたという形になります。

そして、当初、有本さんがやめたということで町長になってくれということで僕に来たんですが、いや、それどころじゃない。合併して忙しいのにそんな社長になるところじゃないというよなことで、有本さんが辞任したというところで、僕に当然来ました。じゃ、非常に会社経営に詳しい人はこういう人がおると紹介したら議案に出てきて、そして柏原氏が一応取締役になったと、これが経過でございます。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） ちょっとよくわかりかねるんですけど、その柏原氏が、それなら町長が紹介したと。何の資格で町の株主代行というような立場で入っていたのか、紹介したから、何の権限もないのに役員になれるのか。そのところがどうも不透明なんですけど、もう一度明確にお答え願います。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 平野議員、株式会社の取締役ということを知っていますか。町が代行とか何とかそんな話はないわけですよ。いわゆる個人の資格で株式会社の取締役に就任するという形になるわけです。そして、だからつきプロヴァンスの方も個人の資格で、じゃ、取締役にして会社運営に携わっていただくというようなことで株主総会の方に提案してきた。そこで株主総会で承認された。

そのところがちょっとこんがらがっているんです。町の代表とか何とかじゃないんです。プロヴァンスをうまく運営するために個人、有識を持った個人が欲しいということで紹介してくれんかと。彼は安川電機の人事部長、それから財政担当の会計部長までやってきた男なんです。そういう形の中で非常にやっぱり会社運営に対しては長けているというようなことで紹介して、じゃ、取締役会と申しますか、有本さんの抜けたところの取締役会で、じゃあ一応議案に出そうと

というようなことになって彼が取締役になっていったと経過があるようでございますし、そこんとこ町の代表とかなんとか、これは平野議員大間違いでございますんで訂正をお願いします。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） 訂正する気は全くありません。町の代表かどうか確認しただけですから、何で訂正せなきゃあいかんのですか。私の質問と関係ない話じゃないですか。

柏原さんがどういう立場で入ったのかっていうのは今ので確認できました。ということは町には一切関係ない。要するに株主としての町の発言をする機会は総会しかないということでもいいですね。もう取締役会には 今は八野さんが、副町長が取締役に入ってますけど、それまでは町の管理体制が云々と言っても町の代表として発言する人は一人もいなかったということを確認できましたので、次に移ります。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 八野副町長も町の代表じゃあございません。個人の立場でこれ入っちゃんです。それをあんた会社法ちょっとよく読んでください。そういう形の中で、法人が代表を送り込むことできないんですよ。あくまでも役員というのは個人の立場でその法人の役員になっていくという、これがやっぱり自治体とその個人の株式会社のそういう、あなた勘違いしとるんじゃないかなあと思うんで、そこんところ認識をちょっと改めてもらう。八野副町長は個人の立場で行っておると。町の代表して行ってるその役員じゃあございませんので、そこんとこちょっと理解してもらいたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） 代表するっていうことじゃなくても結構なんですよ。意見が届くかどうかっていうことだけで、それでやっぱ八野さんがおるだけでも意見が通るじゃないですか。それが確認できればいいっていうことなんです。

今、日本中で大騒ぎになっていますが農水省の事故米。きょうもどのテレビもやってみました。この問題でもう本当に深刻な問題は、今から米に関して不信感が広がり米離れが広がっていかうとしてます。自給率アップどころの話ではない、ということになってこようと思います。このメタセの米偽装の問題にも関連するからこういう話をしてるわけですが、私がある米に詳しい人に聞いたんですけど、この偽装が出た直後だったかな。メタセの杜の弁当がおいしいということで買って食べてみたそうで、その弁当の御飯は夢つくし使用ということであったんですけど、どう見ても夢つくしではなかったと言います。ほかの人の話では宇佐で買ったその 宇佐でひのひかりを買ってるらしいんで、そのひのひかりを夢つくしの袋に詰めかえてお弁当屋さんに行ったんじゃないかとそういう話も聞いたことがあります。

問題は、八野さんが取締役で入ってますけど個人の資格でしかないとおっしゃいますが、これ

は町が90%以上出資してるわけですから、どこでどうチェックするのかと。やっぱり議会でこういう声を町長なり八野さんが届けていかなければチェックがきかないと思いますんで、議会でこういう質問をしてるわけです。

まず、店長に対して今ところは、もうやめたからもう責任問題はいいだらうということしてる、済ましてると思うんですけどそれで本当にいいのかと。ことがここまで大きくなったんだから本人や職員を呼んで聞き取り調査をやったのかどうか、取締役会の一人である八野さんにお伺いします。

議長（成吉 暲奎君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 今10日の日に新聞出まして、14日に申請いただいたわけですけど、その間その経過並びに仕入れ実績、販売、そしてその担当職員がどういう形で携わっていったっていうのは直接職員に対して事情聴取を行いました。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） 柿本さんにも聞いたわけですね。柿本さんも。本当はここまでの問題になっとんじゃから告発すべきじゃないかなあと、事件としてですね。それが辞任をしたわけでしょうから解任すべきじゃなかったのかなと。やっぱりその、それは会社の方の判断ですからそこまで、それ以上は言いませんけど、そういう事件じゃなかったのかなと。やっぱりつきプロヴァンスの責任のとり方としてはちょっと不明瞭のまま終わったというふうな気がします。責任をあいまいにするのが日本社会の悪い癖ですので、その辺はやっぱり問題が残ったと思います。

指定管理者制度に関してですけど、これは私たちがなかなか指定管理者、もう全部指定管理者に任せてる、会社に任せてると町長が言われますんでそれ以上なかなか入っていけないところがあるんですが、指定管理者制度そのものもちょっと大雑把で決して完璧なもんじゃないと思います。

一つに、財政再建計画。国の方でこういうの出しということで来ておりますが、財政課長にも確認しましたが、第三セクターに関しては実質赤字比率のところからは外されてるわけですよ。公営企業までは入ってるんですけど第三セクターに関しては、債務に関して、将来負担比率のところでは上がってきますけど、だから結局今の町財政の財政健全化の中には直接は短期的には入ってこないという、逃げ道的に使われているような、これは町の責任じゃないんですけどそういう節も私は思います。

ただ、町が町民の税金、国民の税金を使って第三セクターをつくってるわけですから、この管理体制は町にも議会にもあります。今度の問題を通じて今の、とりあえずつきプロヴァンスに関して申しますが、つきプロヴァンスの経営の中で人材管理、商品管理、それから経営に対し

て今の体制、人事体制で責任がとれる体制なのかどうか、八野さん、お伺いしたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） きのうも言ったように、いわゆるプロヴァンスの経営、これについては取締役会という形で、八野が先ほど申したように個人の、ここ、本議会で答弁すべき事柄じゃないと私は考えております。そういう形の中で、法律の中ではプロヴァンス、第三セクターに関することは基本的には予算を、いわゆる出資金を出すことが議会でこれは必要でございます。議決がですね。そしてあとはそれぞれ2分の1以上出す、出資をするいわゆる第三セクターについては決算の状況の報告を議会に報告すると、これが地方自治法に定められておる項目でございますし、その第三セクターの経営内容までは本議会の中で私は答弁する必要がないとこのように考えておりますんで、またできないわけですね。越権行為になります。そういう形の中で今質問ちょっとお答えしかねます。町長として。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） きのうからピラ・パラも含めているんな第三セクターに関連する質問があつてます。私の質問だけ答弁できないっていうのはおかしいと思います。第三セクターに関するものいっぱいあるじゃあないですか。第三セクター以外の築城の牧の原のキャンプ場の管理に関しても一緒やないですか。そんなことは質問できないはずやないやないですか。質問することは議会として当然の権利ですよ。第三セクターの。

私が言いたいのは指定管理者制度を使って、その壁の向こうの指定管理者の経営体制までは入れない。入れなくてもこんな偽造問題があつてもう大騒ぎしてるわけでしょう。だから、この信用失墜をこのうちの議会が追求しないでどうなるんですか。役場も含めてちゃんと責任とれんかったやないですか。

だから、私が言いたいのは、上毛の大平楽がやっぱり経営がうまくいなくなつて、入札制度によって指定管理者を指名したと、そういうふうな今のつきプロヴァンスではもう行き詰まってるんじゃないかと。もうその指定そのものを見直す必要があるんじゃないかと言ってるんです。それに対して町長、答弁お願いします。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） ついきプロヴァンス自体は中身は非常にうまくいっていると私は理ただし、そのやり方との一つですね、米の偽装があつたと。これは非常に私は遺憾なことだと当初申したはずで。そして、これの対応については、やはり株主としていかにプロヴァンスを、間違った方向に行きよればそれをただしていくかというのがこれは株主としての使命だというふうなことで申したはずで。それを今この議場の中でどうする、経営をどうするかという形はこれはやはり取締役会の中にゆだねるしかないと私は考えておりますし、私が社長であればそうい

う形の中で、まあこれも社長っていったって私人でしか社長になれないわけですね。築上町長新川久三でこのプロヴァンスの社長になることはできないわけです。一住民の新川久三でしかこの社長にはなれないというふうな形になるわけですね。そういう形の中で、今あなたが質問しておる指定管理者これは当然質問権あります。指定管理者ということは、町がある一定の団体にこの建物のすべての管理をお任せしますと。そして自由に使って収益を上げて利益も勝手に処分してくださいと。これが指定管理者の制度でございますし、そこのとちよっと、何もかにも全部一緒のたぐいに質問されても私は困ると、このことをさっき申したわけでございますし、指定管理者については当然町の出資しておる会社であるし、これは当然プロヴァンスにメタセの社の指定管理をするのは当たり前。それからコマーレ、農業公園、それから森ふれの施設、これはしいだサンコーに管理をするのが 指定管理させるのが当たり前と。

それから、もう一つはそこの建物、FMの建物がございますが、このFMの建物も当然東九州コミュニティー株式会社に管理させるのが当たり前と、このように考えて今指定管理をしようとするわけで、あとの中身の営業というのはそれぞれの取締役会に任せなきゃあいかんとこのような形になるうと思っておりますけど、これがあと議会に報告するのは、決算をちゃんと毎年度2分の1以上出資しておる会社は議会の方に決算状況の報告しなければならないとこのようになっておる。この決算が悪いから町長どのようにこの株主として対応するかと、そういう質問であれば私は十分答えてまいりたいとこのように考えております。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） 財政、そのそれぞれの経営の件に関しては報告がありましたけれど、新聞に載っておるような未検査米の偽造の件に関しては詳しく報告はございませんでした。報告があるからといって、それで経営の中だけで内容だけ表面的に伝えられても、きのう出資金に対する、利益に対する分配の件におっしゃってましたけど、出資者として町が90%出してるので利益の中の配当を要求する権利はあるはずですよ。それも放棄すると。何かそういうふうなのに近い発言をされましたけど。（発言する者あり）言うたやないですか、きのう。答弁書はあした見ればわかる。

だからね、そういうなんちゅうか、町長こそやっぱいろいろ混同してしまってるんじゃないかなと思いますよ。

私が何か聞いた話ではねやっぱ、職員と店長の確執もあったと聞きますし、きのうの話で本当かどうか知りませんが、理事会の議事録も偽造があったというような話も聞きますし、だから指定管理そのものも見直した方がいいんじゃないか、検討したらどうかという話をしてるんですが、これは今の町長の答弁では、今とても検討するというようなことは答弁が出てこないようですが、ほかの第三セクター、今町長が言われましたけどFMとかサンコーの中のピラ・パラや農

業公園の管理、いろいろ話があります。だから、やっぱりきのうの話では議事録の公開も請求したらできるんじゃないかなと私思ってたんですけど、ほかの課長にも聞いたら当然できるでしょうといったら、なんかきのう八野さんの話では裁判所の許可を得ないとその議事録の情報もとれないというような、そんなので本当にいいのかなという気がするんですけどね、問題が起きてからではやっぱ我々もそれ以上責任追及できないわけですけど、だから問題が起こる前にいろいろ今農業管理の 農業公園の管理等に関して町長がこうこうこういうふうに改善してるよと言って、ちゃんと町長から聞きました。ということはちゃんと発言してるんです。口出さないと言いながらちゃんと管理に対して口出してるんです。

だから、やっぱり表と裏、いろいろあるでしょうけど、ちゃんと責任は持って真摯に答弁をしていていただきたいと思います。

つきプロヴァンスの問題を含めて、第三セクターの問題に関してはこれ以上質問してもまともな答弁が期待できないようなので次に移ります。

大分県の教員不正合格事件にかんがみて、当町のコンプライアンスはどうなっているのかと。これはもう新聞等テレビ等でも大問題になってますけど、全国的にも発覚してないだけでいっぱいあるんじゃないかというような話聞きます。当町の職員採用に関して過去にそういう問題を、町長が直接関与してないにしてもいろいろうわさとしてあったんじゃないかなと、そういううわさを含めて過去にそういう問題がなかったのかどうかお聞きします。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） そういううわさは私は聞いておりませんし、それとちょっとプライアンスちゅうどういう意味です。ちょっと教えてもらえますか。ちょっと横文字私は弱いんで。

議員（15番 平野 力範君） 法令遵守。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。（発言する者あり）

議員（15番 平野 力範君） 遵守 国家公務員に私も一時期やっておりましたんで、宣誓をしなきゃあいけないんですよ。法令を遵守しますという宣誓があります。コンプライアンスとは法令を遵守しますということです。

私がうわさで聞いたところでは、私が議員に上がってくる前、20年ぐらい前までは平気でありよったんやないんですかね。町会議員の口ききや町長や団体の口ききによって職員採用がまかり通っていたという実態を耳にしております。

今はそういうことはないと思いますし、今の職員採用に関してはどのような縛りを設けて職員採用に関して公正にやっとならよっというところがはっきり言えるところ、その線をお聞きしたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長 新川町長。

町長（新川 久三君） 基本的には公募します。そして一時試験、これは統一試験で全部行っておりますね。そして、ある一定の得点を得た者を合格、一次合格者として、あとは作文・面接を行いながら、そして最終的には身体検査というところまで行って合否の。そして、複数、採用候補者名簿ということで候補者名簿をつくって、欠員ができたときにはそういう候補者名簿の中から補充をしていくという形で現在採用しちよるところでございます。

ちなみに、ちょうど候補者名簿を上げとったけれども、ちょうど旧椎田町で竹本課長が亡くなったときに候補者名簿の方に、上がった方に来ないかということでしたけども、もう3月でほかのどこ受けましたんでと。試験は9月にあって候補者名簿上げとったけどもう来ないということで辞退。そういう形のもんもあったようでございます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） 正式にどうこうっていうことはわかりませんが、基準があれば受けた人たちの上位10人の中からそういう今言われた作文・面接・身体検査とか、15番とか5番とかそういう明らかな線引きがあるんなら教えてください。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 採用予定人数とのあれもあるんで一概に何位とかいう形はございませんけど、1名の場合は5人とか、そういう形の中から採用していったるようでございますし、2人になればふやしていくという形で、採用人数に応じて若干ふやしてあることあるようでございます。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） 過去に近々ですけど公募をすべきところを公募をしないで資格を持ってるからというような採用の仕方をしたり、ある人を入れたいからということで年齢制限を条例を改正してまで引き上げたりというようなこともあった、ありましたね。だから、私が言いたいのはやっぱりコンプライアンスをやっぱり職員みずから、町長みずからが法令遵守するという意識がなければ、逆に法律は変えられるんです。法律を変えてでもそういう職員採用するとか法律を無視するとかいうことはあってはならないということで、今後こういう他町、他県にかんがみて、我が町は今後絶対こういうことは起こさないよという町長の御意思をお伺いしたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） これはもう当然私町長就任して以来そういう姿勢で、まず政治倫理条例ですか、これもつくっておりますし、これ、それからまた日本国憲法、それから法律、それから町にしては条例という順に、あと各種規定、基礎規定がございますが、当然これは守っていくべ

き。先ほどきのうからも副町長に言っておりましてこれは絶対に守るべきと。私も口を酸っぱくして職員にはとにかく法律を守って仕事をせろということでやっておりますし、これは当然我々特別職についても同じでございます。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） そういうお言葉をいただきましたが、ぎりぎりのラインの今までのこともあります。詳しくは申しませんが、個人名が出ますのでそこは言いませんが、本当にきちんとそういう姿勢でいていただきたいと思います。

次に、町長選挙に関してということでお伺いします。

町長は、去る7月19日でしたか、コマーレで町長の後援会の報告会をやったと聞いておりますが、次の選挙を見据えての行動と思いますが、次回の町長選挙に出馬されるのかどうかお伺いしたい。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 簡単に答えればまだそういうことは考えてないし、この前私の後援会のちょうど2年たちましてどれだけ私の公約ができていくかというのを皆さんにお話をして報告をしたという町政報告会が主でございましたし、その場でも何ら選挙のことについては触れておりません。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） 出馬しないということであればこの後の質問はなかったんですけど、恐らく出るということでしょうからこの質問続けさせていただきます。

町長は、前回の選挙においていろいろな自治会を回られましたけど、地元の有力者をお願いして一緒に回ってもらったと思いますが、問題なのは地元自治会長と一緒に回ったということです。公選法136条の2項、公務員等の地位利用による選挙運動の禁止に該当する恐れがあるということです。実例、判例の中にも、委嘱された行政区長、連絡員及び囑託員は、公選法136条の2第1項の適用が適用されるとあります。

また、今町長が申されたように、当築上町は各自治会に対して交付金を渡しており、またこれは先ほど申されたことじゃないですねこれは交付金を渡しています。そのような体制の中で自治会長や役員が町長や後援会の方から頼まれたら断れるわけないんですよ。だけえ断れない体制の中でやっぱり依頼すべきじゃないと。頼まれたら断れない立場や公選法に触れる恐れのある行為は断じてやめるべきであろうと。まして当町は町長が今言われた日本一と言われる政治倫理条例を施行してるわけです。町長のコンプライアンスに対する姿勢をお聞きしたい。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 公選法は当然公務員、それからそれに準じる人の地位利用ということで、

この地位利用、これが問題なんですね。あんたこの選挙入れてくれたら何してやるってと。これが地位利用なんですよ。だから、後援会に入る入らないはそれぞれ皆さんの私は自由だろうと思うし、後援会活動の中で私を支持する人しない人おると思います。それはそれで皆さんのいわゆる選挙活動という、後援会活動をやることは私はやぶさかではないと考えております。平野議員だってそうでしょう。自治会長さんあたり全部応援してもらっとるし、そういう形じゃないかなと思います。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） 私が個人的に自分の地元を回るときにお願いするっていうのと町長がお願いするっていうのは全くわけが違います。みずからこの政治倫理条例をつくられたわけです。また、補助金を交付金を渡してるわけです。全く立場が違います。じゃけえそれで町長がみずから私は直接自治会長にはお願いしないよ、個人的に役員の方をお願いするなり後援会の人をお願いするかもしれんけど、私はそういう違反はしないよとはっきりおっしゃれば私の質問は終わるんですよ。そうは言わないんですね。そうは言わないんですね。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） そう簡単に平野議員、そうですと言うわけにはいきませんし、あくまでもやっぱ個人が、これ後援会活動ということで、私が回ってくれて頼んだわけでもないし、後援会活動で後援会の入会でいわゆる臨戸訪問したことはございますよね。選挙入れてくださいとは私は回ったことございません。それを回れば公職選挙法戸別訪問になりますんで、後援会に加入していただけないでしょうか、後援会から配りもんを持ってきましたということでこれは訪問したことはございますけど選挙運動じゃあございません。後援会活動ということで御理解を願いたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 平野議員。

議員（15番 平野 力範君） 町長に対するコンプライアンスの意識は十分わかりましたので質問を終わります。

議長（成吉 暲奎君） はい。御苦労さんでした。

.....

議長（成吉 暲奎君） 次に、9番目に、19番、信田博見議員。

議員（19番 信田 博見君） 通告に基づきまして質問をいたします。柔らかく温かく質問をしたいと思いますんで。

1番目に、住民健診についてということで通告をしております。今、無線等で特定検診がありますよと、40歳以上74歳まで。聞きよったらちょっとようわからんごとなるんですけども、今までの住民健診とかなり違うというのがよくわかりますが、国民健康保険の医療費が非常にふ

えているということで、これは高齢化が進んでいるということもあるし、また、病気にかかる人が非常に多くなって病院に入院したりとか、そういった医療費がかさんでるんだらうというふうに思います。

住民健診を受けて重大な病気が早期発見できて命拾いをしたというような話もたまに聞きます。しかし、受診を受けてその結果を聞いて、どここの値が少し異常だから、例えば血糖値があるいは血圧が少し高いですねとか、そういうことで専門医にかかった方がいいですよと言われても、本人にしては自覚症状があるわけでもないのですそのまま放っておくということも、そういう人も非常に多いんじゃないかなというふうに思います。

それで、その人たちがまた10年後20年後に大きな病気にかかってまた大きなお金がかかると。そのようなことが非常に多いんじゃないかなと思います。長期入院強いられたりすると1人頭500万とかかかるのはこれざらなんですね。それから、人工透析をしなければならなくなったりすると月に60万、70万、80万というお金が、月ですよこれは、月にそんだけ高いお金がかかるわけですよ。これもやっぱり保険で払わなあいかなわけですよ。で、そういうようにならないために早期発見、早期治療としておればこういうことにならないと。こうならないためにこの健診を実施すべきだと思うわけですが、お金をかけた割には効果が出ていないのではないか、それで今回のようなこの特定健診、特定保健指導という形になったというふうに解釈していいんでしょうか。課長。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。遠久課長。

住民課長（遠久 隆生君） 住民課の遠久です。信田議員が今おっしゃったとおりだと私担当課もとらえております。

議長（成吉 暲奎君） 信田議員。

議員（19番 信田 博見君） 今までの住民健診とその健診の仕方というのは変わるんですかね。

議長（成吉 暲奎君） 遠久課長。

住民課長（遠久 隆生君） 今までの健診と今回の健診の違いについて、4番目に議員さんからの質問事項がございますので、それ、今までの違いについて簡単に説明させていただきます。

昨年度までは、会社などで健診を受けられない住民の方全員が住民健診の対象でございました。今年度からは武道議員の質問にもありまして、今年度から健診の実施主体はそれぞれの保健者が行うというような形に変わりました。

それで、町とすれば今までは住民全員が対象でございましたのが40歳から74歳までの国保加入者が町として健診をするというような形で大きく変わっております。簡単に言えばそういう形で。

それから、この健診により、健診を受けた後は健診結果データをむだにしないように特定保健指導を保険者は実施しなければならないというような義務づけもされております。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） 信田議員。

議員（19番 信田 博見君） 健診の仕方とかいうのはよくわかんないんですけどもあんまり変わってないんだろうと思います。

でも、その健診を受けた後の結果として、どこどこが悪いよどここの値が悪いよということで保健指導というものをやるんだろうと思いますけど、今までのように専門医にかかったださいと、病院に行った方がいいですよというようなことで終わるんじゃなくて、もっと強力的に、「病院行かなあ死ぬよ」とは言ったらいかんとは思いますが、そんなくらい気持ちで、また「病院に行きましたか」という、そこまでの追跡調査みたいなのはやるんですかね。

議長（成吉 暲奎君） 遠久課長。

住民課長（遠久 隆生君） 2番目の診断結果の説明とその後についてという項目だとございますので、今度の特定健診を受けまして、その健診結果の説明会は現在もすべての健診会場で、築城の、旧築城地区の方はもう終わっておりますので、今健診結果説明を健診会場で行っております。それで、椎田の方も結果が出ましたら各会場で結果説明を行います。

それから、情報提供の方 その結果説明ですが、情報提供の方、それから受診勧奨の方、それから特定保健指導対象の方に区分しまして、保健士・栄養士・それから看護師が健診結果の説明をそれぞれ行っています。

それから、また新規事業としまして、特定保健指導に該当しました方には自宅訪問指導を含めまして、別の日時を設けまして、各自それぞれ保健指導を行います。

これは先ほど議員さんがおっしゃられたとおり、成人病予防といいますが、この保健指導はその保健指導が重点置かれておりますので、予防可能な方を積極的支援、動機づけ支援に区分しまして、その6カ月後を目標に生活改善をした予防に努める計画となっております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 信田議員。

議員（19番 信田 博見君） 通告の1、2、3、4、5というのはもうちょっと取っ払って、一切合切一緒に質問しておりますので、5番の後期高齢者制度の関係は、これは武道議員も言われましたしこれは一応省きたいと思います。そういうことですので質問をしております。

それで、さっきも言いましたように今までの健診というのは本当にかかった方がいいですよ、病院に行った方がいいですよ、専門医に行った方がいいですよ。このまま放っておくと大変なことになりますよというそれぐらいだったんですよ。私自身がそうだったんで。だから、そのと

きにもっと強力にやっぱし病院に行った方がいいよ、病院に行きましたかという追跡して、何度も何度も言うことが大事なんかなあと思うんですけども、糖尿病予備軍とかメタボリックシンドロームの予備軍、こういった予備軍のうちに適当な、適切な指導を強力にすることによって、将来の医療費が非常に削減されるということは間違いのないと思うんですよね。

ですから、その保健指導をやった後にその人がどうしてんのかという、だから病院に行きましたよと。私はこうして病院に行きましたという報告義務ぐらいを、義務づけるぐらいのことをしないとだめなんじゃないかなあというふうに思うんですけども、どうでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 遠久課長。

住民課長（遠久 隆生君） 今信田議員がおっしゃったとおり、その後が大切なことだと思います。

それで保健士、栄養士、看護師の方からそういった電話なり、また訪問指導なりで受けたかどうかの、もう首に縄をつけて病院に連れていくわけいきませんので、あくまでも本人の自覚が大切かと思えますけど、そここのところは根気よく指導していく必要があろうかと思っております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 信田議員。

議員（19番 信田 博見君） 本当にそう思います。本人の自覚が本当大切なんですけども、自覚があっても病院に行かないという人は非常に多いんですよ。そんなん大したことないだろうと、まあいいやと、きつくもないし自覚症状もないからいいだろうというふうに軽く考えとったところを大変なことになるんですよね。

そこんところをやっぱしお金を、高いお金をかけて健診を行うのであれば、行く行く将来その人たちがお金、病院に行くようになってお金がたくさんかかるようにならないようにしていくのがこの行政だろうと思います。それでそのための保健指導だろうと思うわけですよ。

それで、この予備軍を早く見つけて早く指導するというのも非常に大事なことだろうと思いますが、本当にこの部分をしっかりやっていただきたいと思います。

それから、健診を受けた人の率、受けなければいけない人と受けた人との率。要するに健診を受けた人の率を上げるためにどのようなことをするのか。これもやっぱし大事じゃろうと思うんですね。この率を上げていかないと効果はないと思います。そこんところどうでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 課長。

住民課長（遠久 隆生君） 確かに信田議員おっしゃるように、一番大切なのはまず健診を受けていただく。そうしないとどこが悪いのか、またどういった問題を抱えているのかという保健指導もできません。私が一番大切なことは、まず健診を受けていただくと。

そして今、かなり受診率も結構低い状況だと思っております。それでこれ、今度の医療制度改

革により受診率を5年後に、ちょっと率は覚えてませんが、上げないとまた国の方からペナルティーを受けるような形になって、また町としてもきつい状況になってきます。それで、とにかく先ほども申しましたように大きな病気、成人病にかからないような国の方もそこに重点を置いた施策で今度、ことしから始まったこの制度だと認識しております。

ちょっと答えになっていないと思いますけど、済みません。

議長（成吉 暲奎君） 信田議員。

議員（19番 信田 博見君） ことしが30%で5年後には65%にまで上げるというのが目標みたいです。それに近づくように本当に努力していただきたいと思います。

それから、男性の受診率が非常に低いということで、男性の方はやっぱり働いているということで、例えば農業にしても何にしても。ですから、男性の方は出にくいというか、受けにくいというか、じゃないかなあというふうに思います。

時々日曜日でも検診を行うということをやっているようですけれども、日曜日に男性だけとか、それから女性だけとかいうのも設けたらかなり上がるんじゃないかなというふうに思います。いろいろな工夫をして、この受診率というのも上げていただきたいと、このように思います。とにかく町民が健康でなるべく病院にかからないようにして、健康保険のお金も使わないように行政の方で頑張ってくださいと思います。

それから、この受診率というのは、受診する人という、その中にしなければいけない人の中に病院にかかって月に1回ないし、2カ月に1回とかいうのでいろいろ検査をいつもやっている人というのは、これは受けなくていいんじゃないかと、本人もそのように感じると思うんです。ですから、この人たちも行政に対して、もう私は病院に行っているからいらないよという、その報告みたいなのをすれば、その人たちを受けたようにはならないのか。それをすることによって、かなりまた、受診率が上がるんじゃないかなという思いがあるんですけれども、どうでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 遠久課長。

住民課長（遠久 隆生君） ちょっと、はっきりした、今、回答できないんですが、私個人とすれば病院にかかっておれば、わざわざ経費を使ってまで検診を受ける必要はなかろうかと思っております。それがカウントされるかどうかは、ちょっと確かめてみますけど。（発言する者あり）済みませんけど、そういうことで。

議長（成吉 暲奎君） 信田議員。

議員（19番 信田 博見君） そういう人というのは私は思うにはかなり多いと思うんです。

（発言する者あり）後ろから余り言わないでください。

議長（成吉 暲奎君） 私語はやめてください。どうぞ、信田議員。

議員（19番 信田 博見君） 余り難しいことじゃないと思うんです。とにかく国民健康保険

の医療費が本当ふえているということで、だんだん赤字額もふえているということで、この検診をしっかりとやる。本当に町民のためになる検診をやればかなり減ってくるというふうに思います。

以上です。（発言する者あり）

議長（成吉 暲奎君） ちょっと注意しておきます。途中で私語的なものを言いますと、質問者が萎縮する場合があります。だから、質問する方は堂々と、また、答える方も堂々としてもらうためには、ひとつ余り私語でもって攻撃的なことは言わないように了解してください。お願いいたします。

議員（19番 信田 博見君） ありがとうございます。

次に、2番目の山間部の農業についてということで、耕作放棄地と害鳥獣被害についてと2点上げております。

町内を山手の方をずっと回ってみますと、主に山間部でございますけれども草ぼうぼうの田畑が非常に目立つようになって来ました。一時的にこのような田畑の草刈りを行っていたと思えますけれども、これは中山間の直接支払い制度があったから以前はよかったと思うんですけれども、また、草やぶがふえたということは、この中山間の事業がなくなったんですか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

産業課長（中野 誠一君） 産業、中野です。中山間の直接支払い制度は現在も続いております。現在の5年間の区切りでいきますと21年度まで続くようになっております。

議長（成吉 暲奎君） 信田議員。

議員（19番 信田 博見君） 21年までですか。

それで、この耕作放棄地にならないために町としては何か方法がないのかということ。町長はバイオエタノールでそういった山間部の田んぼにもちゃんと稲を植えてという思いであったようですが、それが今ちょっと立ち消えの状態になっております。この耕作放棄地について、これは山間部へこの田んぼを草ぼうぼうにしてしまいますともったいないというか、下流の川の浄化とか、水を維持するためにも非常に町にとってはマイナスだろうと思います。町長、いかがでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 耕作放棄地、非常にやっぱり本町でも困った問題が起きております。いわゆる水田というのは本来なら2000年来、稲をつくるためにどんどん山を開いて水田にしてきたり、それから海を埋め立て水田にしてきたという経過がございます。本当に日本は食料が足りない国だったので、どんどん食料増産、増産という政策でやってきたわけがございます。戦後、昭和40年ぐらいから化学肥料と農薬という 利用することによって反収が上がってきたということと、それで生産調整をせざるを得なくなった。それから、米の消費もだんだん、いわゆる

パン食が多くなってきて米の消費量自体が少なくなったということがございます。

そういう形の中で非常に農業というのは斜陽産業といいますが、本当は大事にしなきゃならんのが国の政策、それから人が都市へ都市へという形で向かっていって、だんだん山間地に人が住まなくなって、そのおかげで山間地の学校はいわゆる閉校にしなきゃならんような状況も全国各地で起きておりますし、本町でも寒田小学校、岩丸小学校、2校が閉校をやむを得なくやっている状況でございますし、これじゃなんともならんということで山間地対策をやっばり国の方に大きな声で何とかせいという形で私は、先般も先ほど後の有害鳥獣の問題もございますけれども、九州農政局、この辺で土地改良推進協議会というのを京築で全部の首長で組織しておりますが、全員で九州農政局、それから8月21日には農水省、大田農林水産大臣まで行っているんな要望をしてきたところでございますけれども。

とにかくやはり過疎対策と、それからそういう山間地の農地がだんだん荒れてきておるということで、非常に窮状を訴えてまいって、国の方も新たな助成制度、この前課長の方にもパンフレット、これ何とかできんかということでやっておりますけれども、いわゆる遊休農地の対策の補助金も国の方で出てきておるので、できればこういうのも活用しながら何とか、いわゆる荒れない農地を維持していくという方策を考えていかなきゃならないと、このように考えておる次第でございますし、先ほど信田議員が言ったエタノール、これについてもやっばり水田は稲をつくるためにできたのが水田というふうな感覚で訴えているけど、まだまだ、なかなか国の方の理解がもらえないと、こういう状況でございます。

何とかやはりいわゆる限界 私はこういう言葉は使いたくない、国土交通省が限界集落ということで、高齢化率が50%を超えた集落は限界集落というふうな呼び方を付けておるわけでございますけれども、こういう呼び方は私は好ましくないんじゃないかなろうかと思っておりますけれども。とにかく、やはり活性化するためには若者から高齢者、年寄りまで住む村を昔のように回復するのが一番の山間地の活性化につながるんじゃないかなろうかなど。そのために何といたっても経済、これが大事です。町も少しはこういう形の中で国の方に何とかせいという形で要望していく姿勢が大事だろうと思って、今、これを国の方にはどんどん要望しているところでございます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 信田議員。

議員（19番 信田 博見君） わかりました。どうか、こういう山間部にももっともって目を向けていていただきたいと、このように思います。

関連しますけれども、害鳥獣被害について、ということで通告をしております。この害鳥獣被害が余りにも激しいので、もう農業をやめたという人もたくさんおります。ことしも山間部行ってください。すごいです。イノシシが我が物顔でむちゃくちゃやっております。2反ぐらいある

田んぼが5分の4ぐらい潰れています。そういう田んぼもあります。そういうことで案外、今までずっとこの被害に悩まされて、何とかしてこの被害から守ろうとして努力をしてきたところというのは、ちゃんと電柵張って植えてすぐネットを張って鹿の害を防ぐ。そういうところをやってきたところは害がないんです。だから、山の上の方は害が全然ないんです。でも、まさかと思うようなところにたくさん出ています。例えば、真如寺、小原地区を見てみますと、中畑はかなりやられていますけれども、龍城院というのはほとんどやられていません。というのが、ちゃんとした対策を講じていますから。そういうノウハウを持っているわけですから。全くと言っていいほどありません。でも、そのずっと下ったところの真如寺のお宮の周辺とか、小原小学校の下の方とかあの辺でかなりのイノシシの被害がっております。

だから、上の方の人たちのそのノウハウを下の方の農家の人たちに伝えられればいいんじゃないかなというふうに思うわけです。それで、町の方がそういうことを企画して、こういうふうにした方がいいよという、そういう指導なんかもぜひやっていただきたいなというふうに思います。そういうところでどうでしょうか、町長。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 基本的には町の方も有害鳥獣の電柵の補助を、これたしか補助率2分の1だったと思いますけれどもけれども。違うかな。3分の1で町単事業でやっております。それと、あと中山間の該当地区はこの中山間のお金を集落でお話し合いをしながら、この対策に講じようかという話し合いができたところはこれでやっているところもあるようでございます。ネットをはったりとか。それと、新たに今、国の方に先ほど申しましたけれども、何とか対策講じてほしい。いわゆるイノシシとシカと、それから本町は余りないんですけれどもみやこ郡、いわゆる勝山、犀川、苅田もしかりでございますけれども、サルが遊びに来ておるということで香春岳から遊びに来ておるということで非常にサルの被害が出ておる。それから、築上町では海岸線、シラサギの被害が非常に多いわけです。そういう形で、あとドバトも非常に多い。カラスも多いということで有害鳥獣の被害は相当出ておるので、何とかしてほしいということで国の方にも切望しておるわけでございますけれども。

本町の対策としては、県と共同で有害鳥獣、県の方からも交付金いただいて、これはハンターの協議会ございますが、ここに交付金を県から来たものをお渡ししてそこで対策をとということで、町の方が有害駆除員に任命いたしまして、期間を定めてやっておる。これはもう従前からやっておりますので、ここの期間にできるだけ多くの情報をまた、皆さんもそれからハンターしている方がおられればハンターの方にとということで、たしかもう、今始まっているね、有害鳥獣、イノシシの駆除の期間は始まっておりますので、そういう情報があればハンター、複数組がおりますので、その組の出勤をどこどこ地区に出勤してほしいということをお願いしてまいりますので、で

できればそういうことをぜひ住民の皆さんにお伝えしていただければありがたいと思います。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 信田議員。

議員（19番 信田 博見君） よろしくをお願いします。

それで、この有害鳥獣のことに关しまして、町内の山林が戦後、杉の木、ヒノキの一辺倒の植樹をしまして、雑木林が非常に少なくなっておるということと、そのときに植えた杉の木、ヒノキが今、本当に間伐の時期を迎えておるということで、その植えた山林が下に全然、草も木も生えないような暗い状況になっておる山が非常に多い。それでこういうところにはシカもイノシシも住めないだろう。だから、人里におりてくるんだろうということでございます。

それでこの前、先日もそういう、今、県が1人500円の森林環境税取っていますけど、それが町の方におりてくると思います。それで、今までの考えのような間伐じゃなくて、もっともっと強度に3分の1あるいは半分ぐらいを切ってしまうという強度に間伐しますと、その林内に非常に木が生えたり、草が生えたりということでイノシシやシカも結構暮らしやすいようになるんじゃないかなというふうに思いますので、そここのところもよろしく願いいたします。

3番目にいきます。障害者に対する町の姿勢についてということでございます。自立支援法と現状ということでございますけれども、自立支援法が障害者には余りやさしくないと、余りよくないと、そういう嘆く人が非常に多いわけですが、自立を支援するはずが障害者いじめになっているんじゃないかと、そういう話も聞きますが、この自立支援法というのと障害者と、その関係。この自立支援法を抜本的に改革してもらおうように国の方をお願いしているのかどうかという、こういうところはどうでしょうか。課長。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

福祉課長（吉留 久雄君） 福祉課の吉留です。自立支援法についてでございますけれども、法施行後、障害者の皆様の負担が非常に厳しくなったということで3回にわたって改正が行われています。その最後の3回目がことしの7月から施行になっておりますけれども、それでもまだまだ法施行前は全く負担のない方、障害者福祉サービスに受けて、そのことによる負担のない方が大半でございましたので、今は生活保護世帯以外は負担が生じております。そういった形の中で障害者の皆様にとって決して有利な制度では それ以前に比べて有利な制度ではないと思っております。国に対する働きかけについては私の方では、ちょっとその方策はございませんので、私の方ではしておりません。

議長（成吉 暲奎君） 信田議員。

議員（19番 信田 博見君） わかりました。そういうことで非常に障害者が何か隅っこに追いやられているような気がいたします。

次に、目に見える障害と見えない障害についてということで通告しております。目で見える障害、目を見て、ああ、この人は障害者だというのがすぐわかる人と、あるいは見えない障害、正確には内部障害という正式には言うそうですけれども、内臓疾患、心臓病、腎臓、肝臓、あるいは耳の悪い人とか、そういう人たちも外から見たらわかりません。障害者とすぐわかる人と、障害者だけでも健常者に見える。そういう目に見えてないけれども障害者なんだと、そういう人がたくさんいるんだということを皆さんにわかってもらうためにも、また、障害者にやさしい町にするためにも、一般的に使用している車いすマークのほかに、内部障害者が気がねなく車をとめたり使用したりできるようにハートプラスマークというのが、今たしかあるんです。内部障害者の。こういうのも使用してはどうかということをご提案したいと思います。

内部障害者の人あるいは心臓病の人とかいうのは、本当見た目わからないですね。それで、車いすマークのところにとめると、人から白い目で見られたりとか、何であんた足も悪くないのにそんなところにとめるのよ、みたいな見方をされるそうでございます。ですから、私は身体障害者ですよとかいうわけにもいかないし、だから、そこにとめないという、非常に何というんですか、障害者に余りやさしくない行政なんじゃないかなと。世間一般がそうなっていますからしょうがないといえましょうがないんですけれども。

このハートプラスマークというのを使用するに当たって、気兼ねなく車がとめられる。車いすマークというのは、非常に車いすを使用している人がとめるスペースだと世間一般には考えられているんですけど、これは障害者全部がそこにとめていいという、これは国際的なマークだそうです。ですから、障害者手帳を持っていればとめられるわけですけども、そういうことで非常に白い目で見られるのでとめないということが多いそうです。ハートプラスマーク、これを取り入れてはどうかというふうに思います。どうでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 町長。

町長（新川 久三君） 今、担当課の方から僕も資料もらってるんですけども、障害者の種類がマークが9種類あるそうです。だから、それを全部するわけにはいかんという形にもなるかなと思うんです。そのところ、どうだろうかあとと思うんで、本来なら1種類、駐車可の印が何か一つできればいいかなあと私は思っているんですけど、なければ、ちょっと今後検討しながら、今、多分先ほど議員が言ったように、車いすだけの人じゃなくて障害者マークのついているところは障害者とめていいということになっています。実際、私も障害者の手帳を持っていますが、昔県庁に行くとき、障害者のところにとめさせて、手帳を見せればオーケーということにとめさせていただいた経過もございますし、一応、この庁舎内の駐車場もマークはつけていますし、そのところ一応障害者でない方もとめておる事例もよく見られますけれども、そのところどうだろうかあとと思いますけれど。

一応、マークについてはちょっと検討させてください。

議長（成吉 暲奎君） 信田議員。

議員（19番 信田 博見君） 障害者じゃない人がとめているのを見かけるというのは、もしかしたら内部障害の人かも知れないわけですよ。そういったことで非常に内部障害の人、心臓病の人とかが非常にとめにくい。このハートプラスマークをつける そこに設置することによってそれが解消されるわけでございます。どうか前向きに考えていただきたいと思います。

それと、何種類あるって言ったですか、今。（「9種類」と呼ぶ者あり）そんなによけいつけんでも、その9種類、その種類が全部この車いすマークの一つに集約されるわけですが、それがちょっと利用しにくいということで、ハートプラスマークと車いすマークと、もう一つお願いしたいのはマタニティマークというのがあるんです。お腹の大きい人がとめる、この三つを設置すればほとんどいいということでございますので、どうかそのところを前向きに考えていただきたいと思います。

できるだけ12時までには終わらせたいんですけども。どんどんいきます。そういうことでよろしくをお願いします。

体育大会等のユニフォームについてということですが、これ身障者福祉会とか、目の悪い何とか福祉会とかいう、あるんです、福祉会がいろいろあるんですけども。4月末だったと思いますけれども、博多の森競技場で身障者の体育大会がありました。私も応援に行きました。そのときに気づいたことですが、築上町以外のところはびしっとユニフォーム着ているんですよ。それなりにやっぱり身障者の人たちが一生懸命それも胸張ってできるようにちゃんとユニフォームをそろえておりましたけれども、この築上町の人たちっていうのはバラバラだったんですね。非常に何かかわいそうというか、そんな感じがしたんですよ。それで、町でユニフォームみたいなのを貸していいと思うんですよ。大中小つくったら、それに合う人が着ればいいわけですから。そのところはどうでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

福祉課長（吉留 久雄君） 福祉課の吉留です。この身障者の体育大会のユニフォームの関係でございますけれども、以前、京築福祉でこの身障者の体育大会築上郡で福祉が合同で連れていくわけです。そういった形の中で築上郡で5カ町村昔ありましたけれども、その部分で合同してユニフォームをつくっていたということです。そのユニフォームがかなり古くなって、傷んでいたということと、その管理の関係もありまして数が少なくなって、ことしはそのユニフォームを使えなかったということで、バラバラで行ったということを聞いております。

今後の問題でございますけれども、やっぱり郡から一緒に参加しますので、京築福祉の方に相談してみて、また、負担金取って新たにつくり直すという形をお願いしてみたいと思っております。

す。

以上でございます。

議長（成吉 暲奎君） 信田議員。

議員（19番 信田 博見君） よろしく申し上げます。本当に身障者の体育大会に行かれたらわかると思うんですけど、いろんな障害がある人が本当に一生懸命体育大会やってまして、涙が出るぐらい感動するんですけども、やっぱりみんなでやるぞという気持ちになるためにもユニフォームをぜひお願いいたします。

次の質問します。求菩提・椎田線についてということで、1、2、3、4、上げていますけれども、これ一緒に質問します。早期に建設してほしいとの声が強いということでございます。前回、質問しました。その後、県との交渉はしていただけたかということ、町単独でやれないか。町単独でこれを林業が京築で、森林組合が一本化して非常に広域化しているということで、林業をなさっている方々が椎田から豊前に、椎田から築城の方に行っている人も多いわけですがけれども、その林業をする人たちのためにも林道として建設できないか、ということを質問します。町長、お願いします。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） この問題、首藤議員の質問のときにも若干触れましたが、私としては前向きに今、取り組んでおります。行橋農林事務所長、先般会いまして、それと森林土木の課長もぜひ、向こうもやりたいというふうなところまで、あと豊前市長、ちょうど豊前境になりますので、豊前と一緒にできれば一番経費も安く、両方で負担しあえばいいやなと思って市長にも話をしておりますし、あと具体性は早く県の方に申請して、そしてこれを国庫補助がつくような形でこれは林道で行こうと、そうすれば辺地債が効くということで、補助金プラス辺地債でほとんど自治体の持ち出しは少なくなるということで、豊前と両方出し合っても、そんなに多くは要らないような状況になるし、そういう事業的な形で効率的な形で林道ができれば、本来なら県がやってくれるのが筋道です。今のウサギ道が県道、求菩提・椎田線という、いわゆる供用開始のしていない路線名ということになってはいますが、とりあえず通行できる、そして、森林行政に恩恵がこうむれるような林道という形であれば、当然町がやっていかなきゃならんということで、特に築城の方は林道事業遅れております。そういう形の中で辺地も拡大いたしましたし、ぜひ、林道事業でやっていきたいと、このように思っておりますので、強力にこのことは進めてまいりたい。そうすることによって、築城のいわゆる山間地と椎田の山間地がこの路線によって結ばれ、そしてまた、キャンプ場も一緒に結ばれるというふうな形になりますし、非常にやっぱり地域の活性化につながる道路だと思っておりますので、これはぜひ、今言ったように強力な形で進めてまいりたいつもりでございます。

議長（成吉 暲奎君） 信田議員。

議員（19番 信田 博見君） はい、よろしくお願いします。

この道路が完成しますと、龍城院のキャンプ場から寒田のキャンプ場まで20分かかると、15分ぐらいで行けるかもしれません。それから、龍城院から豊前市の求菩提のキャンプ場にも15分ぐらいで行けると思います。この三つのキャンプ場がすごく近くなります。首藤議員の質問の中にありましたけれども、寒田の牧の原が非常に夏の間は申し込み者が多いと。そのときに町の方で申し込み者がいっぱいになったときは龍城院があいてますよというふうに言っていたら、非常に龍城院の方も活性化するのではないかなというふうに思いますので、どうか本当に力入れて前向きに町長をお願いします。（「はい」と呼ぶ者あり）返事大きな声でお願いします。

以上で終わります。

議長（成吉 暲奎君） はい、御苦労さんでございました。

.....  
議長（成吉 暲奎君） それでは、これで午前中の一般質問を終わります。

再開は1時からいたします。よろしくお願いします。

午後0時00分休憩

.....  
午後1時00分再開

議長（成吉 暲奎君） それでは、一般質問を始めます。10番目、3番、工藤久司議員。

議員（3番 工藤 久司君） それでは、通告書に基づいて一般質問させていただきます。これは前回も教育長に質問させていただきました全国学力テストの結果についてです。新聞等でも結果の発表はあったとおり、福岡県は全国より平均点が低いようでした。最初に本町の結果は福岡県の平均点よりもどうだったのか、という質問なんですが、それともう一点は前年度と比較をして平均点はどうだったのかをお聞きしたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 教育長。

教育長（神 宗紀君） 各学校がわかるような公開の仕方はしないということになっておりますので、小学校全般、それから2中学あわせたとお知らせをしたいと思います。

ことしの成績が8月29日に発表がありました。2週間になります。その中で国語はAとB、算数もAとBに分かれておりますが、Aというのは基礎知識といいますが、それを問われる問題です。Bがその応用の面で全国的に応用力が非常に低いということで問題視されています。我が築上町の成績ですけれども、国と比較をしますと国語Aで4.7、それから国語Bで8.0、算数Aで0.7、算数Bで4.9低いという結果になっております。

ただ、これは福岡県が和歌山県なんかと4県でやっている、その他、これが算数と国語だけで

すので、その他の教科についての実力テストをやっております。その結果を見ますと社会科、県の平均よりは1.8低い、理科は県平均より0.2高いという結果が出ております。こう見ますと各学校の特徴としては算数と理科が学力はかなり高いというか、全国の平均並みに行っているのではないかと考えております。

昨年との比較を見ますと、昨年との差はかなり縮まってきているということは言えます。上向きの状況にあるというふうに報告させていただきます。

中学校については、国語Aが3.4、Bが4.8、中学の場合数学Aが11.2、数学Bが8.7、低い結果が出ております。それから、社会科、これが1.7、理科が3.1、英語が4.0低い。ただ、両校、中学の差がかなりありまして、平均は今申し上げたとおりですけれども、あるひとつの学校はもうほとんど全国並みの力をとっていると、出ているということは言えると思います。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） 前年と比較をすると少し上向きであるという、今報告なんですけれども、それまでこのテストに関しては今もいろいろ物議があります。公表していいものなのか、悪いものなのか。余り公表することが競争意識ばかりがなくなって、本当に学力についての本来の姿が見えないのではないかと、いろいろ物議をかもしだしておりますが、受ける以上はテストの結果を少しでもいい結果ということで教育長も受けるという方針を出していると思いますので、少しずつではあるけれども、いい結果ということであれば、今後もきちとした指導というか、学校に対してしていただきたいんですが、去年の結果を受けてことし、また、ことしの結果を受けて来年、それ今、教育長が思う部分で、どんな要望、指導なりを学校等にしていったらいいのか。また、考えがあれば答弁をお願いしたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 教育長。

教育長（神 宗紀君） 先日校長会を開きまして、各学校長には自分の学校の現在の成績の位置、それから町内での学校の比較を校長は全部つかんでおります。それで、そのどこに弱点があるのか、どの辺に補充せないかるところがあるのかということをよく分析してつかんでほしいと。校長によってはきちんともう分析してその報告をしてる校長もおります。その分析によって今後の取り組む姿勢が決まってくると、そういう取り組みをしてほしいということを伝えております。

それプラスに、実は福岡県もこの学力が低いということを非常に気にしてることで、ことしから福岡学力アップ推進事業というのを立ち上げました。築上町も今の報告のとおりほとんど平均より下回っておりますので、これは黙視できる状況ではないということからその事業に参加したいと、応募したいということで希望いたしました。この京築事務所管内では苅田町、それからみやこ町、それからこの築上町がその該当町ということで指定されました。これは3カ年計画でこ

としから取り組んでいきます。先生を補充したり、そういうふうなことでTTと言いますが、チームティーチングで2人の先生で指導する体制で使ったり。そういうようなことで若干予算もお金もかかります。これは県50%、町50%で10万ずつ。お金にして10万ずつという負担になりますけれども、子供たちの成績が向上するためには私は惜しむ金ではないとこう思いまして、今そういう取り組みをしてるところでございます。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） 昨年に比べて多少なりアップはしたけれども、福岡県のレベル、またうちの町のレベルは全国平均よりも大分下回っています。それで、今みたいな取り組みというのが福岡県も力を入れるということで応募をして、一応許可がもらえそうだという段階まで来るといふことであれば、また来年に向けて明るいのかなと思います。

そこで、今公表というのが問題になっています。例えば学校の中で親がテストを受けているということは知ってますよね。自分の子供の点数はどれくらいなんだろうかというような問い合わせとかはないですか。

議長（成吉 暲奎君） 教育長。

教育長（神 宗紀君） 教育委員会にはそういう問い合わせはありませんけれども、当然学校、担任を通して子供たち個人にはその子供たちの今、状況、今の状況、学力のつきぐあい、そういうものは伝わっているというふうに思っております。（発言する者あり）はい。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） そういうようであれば当然、あなたおたくの子供はこういう学力でこうですよということは伝えてもいいんでしょうけど、問題は、先ほど教育長が言われた学校の校長、までは教育長といろいろな打ち合わせをして来年に向けてなり学力アップのための話し合いはされてると思います。

しかし、校長から教職員にその伝達が行ってるのかどうかっていうのは非常に疑問なんです。教職員の中にはまたその要らん仕事をふえてとか、そういう教職員もおるような話も聞きます。そうすると結局受ける側の生徒もその意味というのがはっきりわからずに毎年受けるとなると、一部の者は上がるかもしれませんが全体の総上げにはならないんじゃないかなと思うんですね。そのあたり教育長、校長どまりではなくて、しっかり教職員に対してこれ、現場の今の現状っていうのをしっかり把握しなければ、受けてもあんまりそんなに目覚ましい向上っていうのはないんじゃないかなっていう気がしますので、学校長を通して、またその現場を教育長自身が実際に足を運んで見に行き、どうなのかということも確認をすべきだと思いますがいかがでしょう。

議長（成吉 暲奎君） 教育長。

教育長（神 宗紀君） 当然学校の責任者として、校長は自分の今学校の子供たちがどのような力を持っているのかというのは気になるはずですし、それをまたアップさせようというのは、私は教師として当然責任を持っているとこういうふうに考えます。

だから、校長からの意向は各担任、先生方には伝わっている、あるいはこれから伝えていくだろうというふうに思っておりますけれども、それがどういう状況で伝わっているのかというのはまだ時間的に確認する段階ではありませんので、2学期、私は学校訪問をしながらそれは確認していきたいと思います。

なお、月に1回定例の校長会やってますんで、そういう中でもそういう状況を把握したいというふうに思っております。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） しっかり伝えていただいて、せっかく受ける以上、この受ける受けんっていう議論は当然したくもないですし、受ける以上はそういう形で結果が少しでも上向きになるように今の課題なのかなと思います。

もう一点、この件に関して聞きたいんですが、テストの結果を受けて、普段の生活のたしか状況というのもこの一緒に聞いてると思うんですね。その結果を受けて、やっぱりこう何らかの数値が出てるとは思いますが、いいテストが、点がよかった悪かったっていう分析とかというのは、その生活態度を見て教育長はどう感じておりますか。

議長（成吉 暲奎君） 教育長。

教育長（神 宗紀君） その生活状況もある程度まとめております。一応、築上町の子供たちの状況を申し上げますと、非常に全国のレベルから比べますとテレビ、ビデオ、DVDあたりに時間をとられる生徒が非常に多いという傾向があります。

それから、家庭での勉強時間、これが非常に少ない。そういう特徴もありますし、ほとんど読書の時間がないと。そういうようなところがまとめとしては出ております。

それから、中学校も 今申し上げたのは小学校ですけれどもやっぱり中学校も同じような傾向でして、一日の勉強時間、家庭での学習時間が非常に短いと。こういうところが大きな反省点ではないかと思えます。

この家庭での生活状況と学力が非常に密接な関係がある、比例してるということが今度のやっぱりアンケート結果でわかりました。それで、基本的な 各学校に今ロータリークラブが「はやね・はやおき・あさごはん」という看板を張っております。そこの国道の横にも張っておりますけれども、立てておりますが、あれは基本的な生活習慣を言う言葉だと私は思っておりますけれども、それがきちんと確立してる子供はやっぱり成績がいいと。

それから、最近の新聞の報道では携帯電話を持ってる子供よりは持たん子供がいいとかですね、

それからPTAで学校に協力をする家庭の子供の方が成績がいいとか、そういうような、まあ大体そうだろうなという想像はつきますけれども、そういうような結果も報告されております。

したがって、家庭での学習、基本的な生活習慣の確立というのは私は非常に大きい要素、成績を伸ばす上で一番大きな要素やないかなあところ思っておりますので、2学期以降はまたそういうところで力を入れていきたいというように思います。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） 両方の側面でやっぱしていかないと、ただ学力をアップするだけ、点数を上げるだけというのは、話を聞くと、できの悪い子供はその日休ませてとかいって点数だけを上げるような話も聞きますし、そういうふうになったら本当に現状っていうのはわからないと思います。

ですから、今言ったように、学力も上げるには日ごろの生活習慣もきちっとするというところで、結果が出てるのであれば両方の方からきちっと指導をしていってほしいし、それが結果につながると思っていますので、さらなる決意で臨んでいただきたいなと思います。

それで、この公表がことしは早かったですね。早かった原因というのはやっぱり文科省であるみたいで、やっぱり2学期にかけて公表することで2学期以降の学力の実態を把握して、それを学校で生かしてほしいという目的もあったみたいですね。なんですか。前回遅かったみたいですから、この辺もやっぱり学校にきちとした形で指導していってください。よろしくお願いします。

それでは、次の質問に移ります。夏休み中の生活の乱れと2学期の指導の対策についてというお題目なんですけど、実際乱れていたのかどうなのかっていうのは私もよくはわかっておりません。

ただ、ときどき高校生なのか中学生なのかわからない子が休み中に茶髪にして、自転車とかを走ってるのを見ると、中学生なのかなと勘違いをするような光景も見ましたので今回質問させていただいたんですが、夏休み中に実際に補導されて、そういう警察とかに補導された実績っていうのが我が町の小学校、小学生、中学生であるのかどうか。実態があれば教えていただきたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 教育長。

教育長（神 宗紀君） ちょっと余談になりますが、夏休みに入る前に築城中学のガラスが4枚ほど割られるというようなことがありまして、これはおとしをちょっとほうふつさせるなあということで私も非常に心配しておりました。それで夏休みに入りました。それ以後、夏休みの報告を結果を先日まとめましたけれども、1件も中学、小学校とも補導されたという事案は上がってきませんでした。学校も荒らされると、ガラスを割られるというようなことも全く1件もなかったと、これ非常に意外でありましたし喜ばしいことだと思います。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） 実際は補導と警察とかにやっかいになった実績はないということですが、実際には本当にそこまで至らないで問題が解決してるのではないかなっていうところもあるような気はします。

それで、実際に2学期入って子供たちの様子、特に登下校。築城中学校にしる椎田中学校にしる、その実態というのをやっぱり校長みずから現場に行って把握してますか。

議長（成吉 暲奎君） 教育長。

教育長（神 宗紀君） 校長みずから現場に行って見てるかというのは、私はそこを今つかんでおりません。私自身がもうことしちょっとまだ門立ちに1回も行ってないというような状況もありますし。ただ、今両中学校に限って言いますと、両中学の校長とも生活指導にはかなり熱心というか時間は割いてくれてるのではないかとこういうふうに思っております。

したがって、そういう、今中学校の生徒の自転車状況が非常に悪いというのはときどき聞きますので、その点の指導はしてくれてるのではないかと思っております。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） 実際に教育長もまだ椎田、築城の中学校の実態を行ってないと。

前回 前回というか築城中学校が少し荒れたときの状況の説明の中で、夏休み後に荒れたという報告を教育長の方から受けて、現実夏休み前にガラスを割られたというそういう事件があれば、本当に心配して現場に行って、本当にどうなのかという、生徒のその状況はどうなのっていうのは当然把握すべきだと思いますし、教育長が行かなければ教育委員会等があるんですから、十分そのあたりは活用していただかないと、教育委員会何してるのかっていうような声もちらほら聞こえてきます。

ですから、その辺は教育長ばかりじゃないんで、きちっと教育委員会、教育委員さんと話をして、そういう実態を把握するということもなぜしないのかと。今その実際に現場に行っていないという報告を受け非常に疑問なんですけど、そのあたり教育委員さんとはどんな話をされてますか。

議長（成吉 暲奎君） 教育長。

教育長（神 宗紀君） その前に、夏休み中、じゃあ何もやってないのかっていうと決してそんなことはありませんで、各学校とも、両中学中心ですけれども、学校の周辺とか学区内はもうしょっちゅうやっぱり巡回、指導しております。

それから、築上町には、これ築城町の取り組みを母体になってできた組織がありまして、青少年育成町民会議というのがありまして、これが夜間巡回をしてくれてます。夏休み中は3回、9人から多いとき13人ぐらいの方々がこの町内を回って補導に回るというような取り組みもし

ていただいておりますし、それから学校では学警連って行って学校警察連絡協議会っていうのが  
あるんですが、それで、これは本当に形式的な見回りになっとるような経過があるんですけども、  
7月、9月、11月ですかね、3回ぐらい各学校、先生たちを挙げて巡回、補導すると、そうい  
うような取り組みをっております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） 私が聞いたのは、教育委員さんとどうい話をして、実際に巡  
回をしてるとかっていうのはそういう会の方ですね、それとかPTAとかだと思っんですね。

じゃなくて、教育長が先ほど言ったガラスが割られたという、それと前回の築城中が荒れた原  
因というのは夏休み後の生活態度が変わって荒れたという報告を前回受けてますので、なぜ夏休  
み本当に子供たちの様子はどうなのかっていうのを実際みずから足を運んで、教育長なり教育委  
員さんが行かないのかということをおは今問うてます。

議長（成吉 暲奎君） 教育長。

教育長（神 宗紀君） はい。済みませんでした。教育委員長さんはときどき学校に行って現  
場の様子、先生たちに会って状態を聞いてくれております。で、それ以外はまだ教育委員会では  
その報告は聞いておりませんので。しかし、気にして動いてくれることは事実だと思います。  
それは今後も広げていかなきゃあならないとは思いますが、何もしてないということはお  
りませんので。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） 何もしていないわけではないけども、実際に学校のその門立ちで  
すか、去年までは教育長もしてたと思います。ことしになって余りしてないのかしてるのかおは  
っきりわかりませんが、恐らく回数も少なくなってるでしょうし、行く回数は減ってるんでは  
ないかなあと思っんですね。

ですから、先ほど来言うように、夏休み後のそういう変化をきちっと見きわめるためにもみず  
から行くっていうことは大事なことでしょうし、ただ学校の中で校長会を毎月1回開いて、そこ  
でこう指導してますだけで本当に大丈夫なのかということです。ですから、芽は早めにつんで大  
きくしないようにしないと、一回荒れてしまうと非常に時間もかかるでしょうし、今現在築城中  
学校にも部外者の指導員という形ですかね、入れております。しかし、そういうものが一日も早  
くなくて、学校の中できちっと運営ができるような体制もとっていただかなければいけないと思  
うし、その実態をきちっと教育長自身が、校長から聞くだけじゃなくて、自分の目で足で確認し  
てほしいなと思います。

それで、椎田中学校もよく門立ちとかしてたと思っんですが、今の現在の状況はどうい。教

育長、把握してますか。

議長（成吉 暲奎君） 教育長。

教育長（神 宗紀君） 私、門立ちの状況については報告を受けておりませんので、僕はしてくれてると思ってますけど、申しわけないんですけどその辺はつかんでおりません。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） 築城中学校、椎田中学校、今門立ちの状況はどうかと、私もしっかりは確認はしてませんが、築城中学校は毎日ここにいる首藤議員さんも立っているという話は聞いております。

椎田中学校がどうなのかっていうのも、毎月1と15日のつく日は門立ちをして子供たちの様子を見ようということでPTAの取り組みもなされ、いまだにずうっとなされているのではないかなと思っておりますが、そういうところにすべて、投げやりとはいいいませんが任せて報告だけ受けるとかじゃなくて、再々言いますけども、ときどき教育長、また教育委員さん足を運んで実態把握して、そういうことが起こらないようにきちっと把握をしていただいて指導していただきたいと思います。

最後に、もう一度、教育長のかたい決意を聞いて終わりたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 教育長。

教育長（神 宗紀君） 学校の指導は、僕は両輪2つあると。それは一方では生活指導であり、一方では教科指導だと考えます。これはもう非常に大事な関連があると思います。で、今学力学力と、学力の方に全国的にも目が向いていますけど、実はその学力は僕は生活の上に成り立っている。生活指導、生活が荒れとって子供が学力がつくわけやないんで、まず1番に僕は生活指導が来ると、その次に学力だというふうに自分では考えています。

したがって、さっき工藤議員の言葉の中にもありましたけど、私は生活指導は先手必勝だと常に思っています。もう火が燃え上がった後、この消すのは大変な労力は要りますし、本当やっても無力感にとらわれることがあります。それよりもやっぱり情報をつかんで、小さい動きが、もし気になる動きがあれば早めの取り組みを心がけていきたいと。これからもそれはそういうふうに取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 工藤議員。

議員（3番 工藤 久司君） はい。わかりました。そういう芽が少しでもあれば早急に発見をして対処をしていって、先ほどの学力テストの話ではないですが、やる以上は結果を少しずついい意味で向上するように努力していただきたいと思いますし、また私たちに何かできることがあればどしどし言っていただいたら協力を惜しまないつもりでありますのでよろしく願いいたし

ます。

議長（成吉 暲奎君） はい。御苦労さんでした。

議長（成吉 暲奎君） 次に、11番目に、7番、西畑イツミ議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 通告に基づきまして質問をいたします。

ため池改修についてですが、ことしは梅雨明けが大変早くて、雨も少なく、農業に影響が出るのではないかとちょっと心配しましたが、湯水化対策にも欠かせない農業用水や防火用水を確保するためにもため池が必要です。樋門が立て樋びのところは農業用水及び防火用水の放水に、池係がその都度泳いでいきまして栓をあけないといけません。池係も水利の精通者ですがだんだん高齢になっております。早急に対処してほしいのですが、築上町にはため池は幾つあるのか、そのうち立て樋びのため池は幾つあるのかをお尋ねいたします。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。

建設課長（内丸 好明君） 建設の内丸です。現在、ため池台帳に記載されています農業用のため池は、椎田地区で75カ所、築城地区で22カ所、合計295カ所あります。（発言する者あり）あっ、済みません。そのうち立て樋のため池は椎田地区で21カ所、築城地区で180カ所、合計で201カ所あります。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 立て樋びのが築城の方が多いというのは私もびっくりいたしました。ていうのが（発言する者あり）えっ、200……200以上あるんですけど。見に行っただけにはそんなにあるちゅうふうに思いましたけど、私の見方が悪かったのかもしれませんが、これを自治会の要望もあると思うんですが、改修を年次計画でやってほしいと思うんですが、その考えはありますか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） これは農業者の施設でございます。管理は築上町ということでため池台帳に登載しとる分は。

しかし、通常の水の管理は地元の水利組合もしくは農業者の皆さんでやっていただくということで、災害とかそういうものが出たときに町の方がこれはちゃんとした事業でため池をよくするという形になる。

それと、あとは非常に地元の皆さんからため池のしゅんせつ、それから先ほど今議員さんの質問にある立て樋を斜樋に変えてほしいという要望もあるが、これはやはり地区計画等々の中で順位をつけてもらいながら、全部を一遍にするわけにはいきませんので、これはいわゆる防衛省の予算がつくところは防衛省の予算と。それから、農水省の予算で補助金をもらってやらなければ

ならないところはその予算でということで、基本的にはそういう形。しかし、地元分担金が伴います。これはやはり皆さんが了解してもらわなければこれはすることができませんので、地元分担金と事業要望というのをやっぱり地元の農家の皆さんから要望をまずしていただき、そしてその中からやっぱ優先度を決めていただくという形も大事になるうかと思います。そういう手法で今までもやってきてますし、全部一挙にというわけにはいきませんので、町が総合的にこの改善策を出せといってもこれは出せるもんでもございませぬ。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 私の言うのを聞き漏らしたみたいです。年次計画と言ったの。一遍にしてくださいとは言っていないんですけどね。 わかりました。

地元からの要望があればということですし、また、地元負担ができるっていうところがあれば、そこは優先的にしていただけるんでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 優先っていうか地区計画の中で上位にやっぱ上げてもらう必要があるうか。あれもこれもという一つの地区でやるわけにはいきませんので。

そういうことで、いわゆる地区の地区計画に上げて順位をやっぱ上位にしてもらう必要があるうかと思います。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） わかりました。地区計画が上がってきて、その中で上位にランクされて、そしてかつ地元の負担金を用意ができるってなれば考えていただけるっていうことですね。

湊のこと言ったらいけませんけど、湊は積立金をしておりまして、地元負担金を十分用意されてるんですよ。ただ、大きなお金を伴うことと1つの池がちょっと漏れてるんじゃないかと思うんです。そこのことはまだ正式に調べてもらってないからわからないんですけど、そうなるとう3,000万やそらの金がかかるっていうこと聞きましたが、今町長が言われたように地元からの地区計画で上位に上がり、なおかつ地元負担金を用意できれば考えていただけるということをお聞きしましたので、これは早速湊の農家の方と相談してみて、地区計画に上位に上げてもらうように、自治会に話していただくようにしたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） もう一つですね、財源的に国の補助が乗るような形を、大きい事業になればですね。ちっちゃい修繕等であれば町単という形になれば、これは当然地元分担金と町の一般の財源でやることは可能だと思いますけれど、大きい事業になればやっぱり国の補助金が必要になってまいりますんで、事前にそういう計画を早くやっぱそれぞれの自治会、湊だけではござ

いません。それでやっぱり悪くなったら皆さん農家の方が言ってきます。そりゃあもう水利組合の方々が町の方に自治会長さんを通じて町の方には来ておるところもございますんで、そういうことでございます。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） わかりました。湊地区のことだけ言ってわるいんですけど、多分条件は整っていると思いますので、これは水利組合及び農家の方たち、それから自治会等の話し合いによって早急に地区計画に載せてもらうようには話していきたいと思いますし、またほかの地域の立て樋を斜樋に変えてもらうにも今の方向で話し合ってもらって、早急に地区計画に上げてもらうようには各自治会の方にお会いするときは話してみたいと思います。で、この質問はこれで終わります。

次に質問に移ります。

国保税についてです。なぜ築上町の国保税は近隣の自治体に比べて高過ぎるのか、その原因は何なのか、対策についてお尋ねいたします。お答えください。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 国保税が高いと、これはもう当然給付が高ければ税金も高くなりますよね。これはもうおわかりのことと思います。

それと、もう一つは、何かここに、これ西畑さん関連して書いたビラじゃないかなと思いますけれど、近隣の町村の比較が出ておりますけれども、当然やっぱり所得との関係もございます。総所得金額がいわゆる低ければこの税率は高くなるし、そういう形で所得と、それからやはりお医者にかかった経費。これも前年の経費が参考になります。それを一応来年度は幾ら要るかということで、前年、まあ前年、それからその前の年とか、いろいろ積み上げた形で平均的なものをとって、そして当該年度は大きい支出っていいですか、いわゆる1人の病人に1,000万以上使う病気もあるわけですね。そうしたら非常に高い医療費になってまいります。これは保険の制度で全員やっぱ加入者が、国の今国から県の負担金になりましたけどですね、これとあとは国の補助金若干ございます。そういう形の中でそれ以外のものは税で補うという原則でございますけれど、西畑議員は一般会計から補えというふうな、まあいつも主張しておるようでございますけれども、それもやはり国保だけの皆さんに、これを恩典を一般会計からするわけにはいかないということで、私もお断りをしてきております。さりとてやっぱり人件費だけは国保会計の職員の人件費だけは町費で賄っていかうというふうなことで。

それから、各種の拠出金等がございますが、これもいわゆる一般会計の方からくり出しをしてやっていかなきゃあならんという問題もございます。純然たる医療費は、これは当然被保険者の負担という考え方でいって、実際なぜ高いかと言えば、先ほど言ったように給付が高いから私は

高いというふうに考えておるところでございます。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 確かに、国保税で、例えば心臓なんか手術するだけでもすごいお金がかかります。それはわかっておりますが、かといって病気になっても病院にかからないで我慢するっていうわけにはいきませんし、我慢すれば重度化してなおさらお医者さんにかかったお金がかかるっていう、そういう悪循環に陥りますので、できるだけ国保税が安くなるような、そういう 住民健診で質問されていまして議員がいましたけど、予防に力を入れていくしかない、この高過ぎるのを低く抑えるには予防に力を入れるしかないっていうふうに私は思っております。というのが、今もう合併してその町名はありませんが、予防に力を入れて医療費がほとんどかかってない町もありますので、予防に力を入れていっていただきたいと思っております。

町長、国保だけにはとかいろいろ言われますけど、国民健康保険ができたのは農家の方とか低所得者の方とかを救済するための国民相互の助け合いをもとでこの制度ができました。で、国民相互の助け合いだけの制度では今はありません。社会保障の制度となっております。資格証明書になれば病院の窓口で10割全額払わないといけません。そのため、たとえ病気になっても、病院に行かないといけなくなってもなかなかそのお金がないために行けない。で重症になってしまう。で命を落とすということがもう今全国でたくさん起こっております。この築上町でも救急車に運ばれて一命を取りとめた例もございます。どこでもだれでもお金のあるなし関係なく、安心して必要な医療が受けられるはずなのに、今は国保制度が崩壊の危機に陥っていてなかなかそれが受けられないような状態になっております。

低率減税が廃止されて住民税増税になり、それが連動して国民健康保険税も引き上げられました。払いたくても払えないという声がたくさん上がっておりますが、国保税が今まで月1万だったのが4万円になってとても払えない、どうしたらいいだろうかという相談もありました。保険料が払えない状態のときには窓口で相談に見えてますか、それとも相談窓口を設置しておりますかお尋ねいたします。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 一応国保税という形になれば、これはやっぱり国民の義務という形になります。だから義務とそれからいわゆる権利、まあ権利を主張して金払わないで医者にかけられているのは、これはちょっとやっぱり私は得手勝手じゃないかなと思います。

そういう形の中で、本当に払えない人は分割納税制度で窓口でこれの相談は承っておりますし、誠意ある分割というひとつの誓約書をいただきながら、そういう人たちには短期の保険証を交付しちよるわけでございます。全く納税意欲のない人っていうか、その制約をして制約どおりできない。全く納入しないという人には資格証明しか出してないというのが現実でございますし、そ

こんとこ権利と義務をやっぱりちゃんとある程度、我々としても猶予を持って、全く義務を果たしてない、果たせないけれども制約はやって少しずつ努力して納めますよという方々については短期の保険証を交付しとるわけでございますし、そこんところをよく理解していただきたいと思います。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 分割納税の相談に応じているということですが、今度は国の制度が変わりまして、多重債務が今社会問題になっておりますので、相談窓口を設置するようにというふうな通達が多分来てるんじゃないかと思うんですけど、この滞納対策の一環としてでも取り組めますので、相談窓口をもし設置してなければ相談窓口を設置して、そういう方たちの納税相談に応じてあげていただきたいと思います。

別に相談窓口というそのものは設けてないわけですね。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 相談窓口って、多重債務の分は設けておりませんし、これは担当課、消費関係の、商工になるのかなこれはな。担当課は、多重債務の相談窓口という、商工の方ですけど、実際まだそういう相談は本町では来てないし、納税相談というのは税務課の方で承っておりますし、本来そういうひとつの心配ごと相談とかいう形でも相談来てもらえれば、それはそれでまた相談に乗ってもらえると思いますし、そんなに、何ていいますか大声で窓口開きましたよというような形ではないでも、町の方に相談に来ていただければ担当する課は全部私はすると思います。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 相談窓口っていうのはですね、カウンターでなかなか話ができないんですよ。やはり恥ずかしいことでもんね。お金がないから払えませんか少し待ってくださいっていうのは皆さんがおる中でなかなか言えないんですよ。だから相談に行かない。行かないから滞納に結びついていくっていうことで、あそこの1階の端っこに部屋がございますね。ああいうところを利用して、もしおいでたらそういうところで相談を受けていただきたいっていうのが私の願いなんです。カウンターでするとやはり、私もやっぱりお金ないけえちょっと待ってもらえんやろうかっちゃうのはなかなか言いにくいんでそういう配慮をしていただけたらと思うんですよ。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 込み入った話をする場合はあそこの住民相談室でそれぞれ担当課っております。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） はい。わかりました。

お尋ねいたしますが、資格証明書発行によって収納率の向上が上がったのかどうかお尋ねいたします。

議長（成吉 暲奎君） 担当課長。椎野課長でいいのかな。はい。

税務課長（椎野 義寛君） 税務課の椎野でございます。資格証明の関係で収納率が上がったかどうかという形の部分の御意見ですが、そういうのはちょっと統計的にはそういうものとはっておりませんが、現在、去年に比べまして収納率は若干上昇してるという形の部分が傾向でありますので、それが影響してるかどうかちゅうのはその判断ちゅうかあるいは分析はしておりませんが、それでいいでしょうかね。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） もしよければ、そういう収納率の向上に影響が出てるかっていうのを調べていただければいいと思います。

安心して医療を受けられるように国民健康保険法第44条にあります。医療費の減免の条例をつくっていただきたいということは委員会で申し上げましたが、ぜひこの医療費の減免の条例または要綱をつくってもらいたいんですが、町長はどういうお考えでしょうか。

議長（成吉 暲奎君） 新川町長。

町長（新川 久三君） これは私はつくる気がございません。というのが今の条例では災害等で被害をこうむった方については減免制度ありますけれども、生活困窮という形の中で減免ということはある。一時的に払えないでも、あとやっぱり一応徴収猶予期間を設けたりとかそういう形にして、やっぱり債務は債務でちゃんと払ってもらおうという形が私は、これが一番、納税をしてる皆さんに対して申しわけないと思っておりますし、やはりその年の次の前の年の所得についてかかるわけですから、本来ならちょっと1年おくれになるんで非常に難しいところもあります。例えば会社を倒産してやめざるを得なくなったと。それでも前の年の所得についてかかりますけど、これはこれでやっぱり国の国民健康保険の制度という形の中で全国一律的に行われておるところでございますし、これを減免すれば一般会計から賄わなければならないということになりますんで、これは私は断固するべきではないということで常日ごろから思っておるところでございます。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 生活困窮者に対してはこの減免制度はつくらないと言われますが、お金がなくて病院に行けずひどくなって重症化して、お金をもっとたくさん使うよりはこういう制度をつくった方が私は長い目で見ればいいんじゃないかと思えます。で、わかりました。つ

くらないということですのでわかりました。

次に、国保税の滞納で資格証明書を発行した世帯とその世帯にいる小中学生の人数がわかれば教えてください。

議長（成吉 暲奎君） 遠久課長。

住民課長（遠久 隆生君） 住民課の遠久です。国保の国保加入の全対数は3,433世帯でございます。現在、8月末で、そのうち資格証明の世帯が83世帯、そのうち数は、資格者数は103、103人となっております。それで、その資格者数のうち居所不明者 行き先がわからない方がそのうち22人います。

それで、今西畑議員のお尋ねの小・中・高校生まで入れて、築上町では現在1世帯あります。そして、子供さんは高校生が1名、小学生が2名、そういった1世帯だけ該当しております。

以上です。

議長（成吉 暲奎君） 西畑議員。

議員（7番 西畑イツミ君） 築上町では1世帯ということで、その方もアトピーとか気管支喘息なんかを持たれている子供さんがいるかどうかわかりませんが、命にかかわる問題ですので、もしそういう家庭がそういう命にかかわるような病気をなさっているときは何らかの対処していただきたいと思います。保険証がなくて全額支払うとなると大変です。

これはちょっと名前を控えさせていただきますが、ある世帯ではアトピー性皮膚炎が激しくて、小麦粉・卵・チョコレートの除去食をしています。皮膚がもう象さんのようにかたくなって、それでもかきむしるわけです。この夏場、汗をかくともう全身がりがりかく。そういうので冬も悪化するんですけど、この夏の汗かくときもすごい悪化してしまうんです。2週間に一度病院に行って検査してもらって、そして薬をもらって、かかる。1人7,000円から1万かかります。そちらは子供さんが2人。2人ともアトピー性の激しい皮膚炎になってるんですけども、それで2万。保険証があって2万円なんです。保険証がなくて、もしこういうアトピー性皮膚炎の激しい子供さんがもしその家庭にいらっしゃるとなると、これはもう命にかかわることなんですよね。かきむしってしまうから。お金がないことによって子供たちの心が傷つけられるような、そういうような治療が受けられないようなことのないように注意っていうか、なかなかそこまでは行政が把握できないと思うんですけどね、目を向けてあげて、何らかの対策をとれるようにしてあげていただきたいと思います。この京築の中ではお金のない人がかかれる病院がございます。そういうところを紹介していただくとか、何らかの手だてをとっていただきたいと思ひまして、私のこれで一般質問を終わりにいたします。

議長（成吉 暲奎君） はい。御苦労さんでございました。

これで本定例会での一般質問はすべて終わります。

議長（成吉 暲奎君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。これで散会いたします。  
御苦労さまでございました。

午後 2 時55分散会